

第11章 地方農政局等

第1節 機構及び定員

1 機 構

地方農政局は、現場により近いところで農業や農村等の実態を迅速かつ的確に把握し、それぞれの地域の実情に即した施策を実施する総合的な地方支部局として、

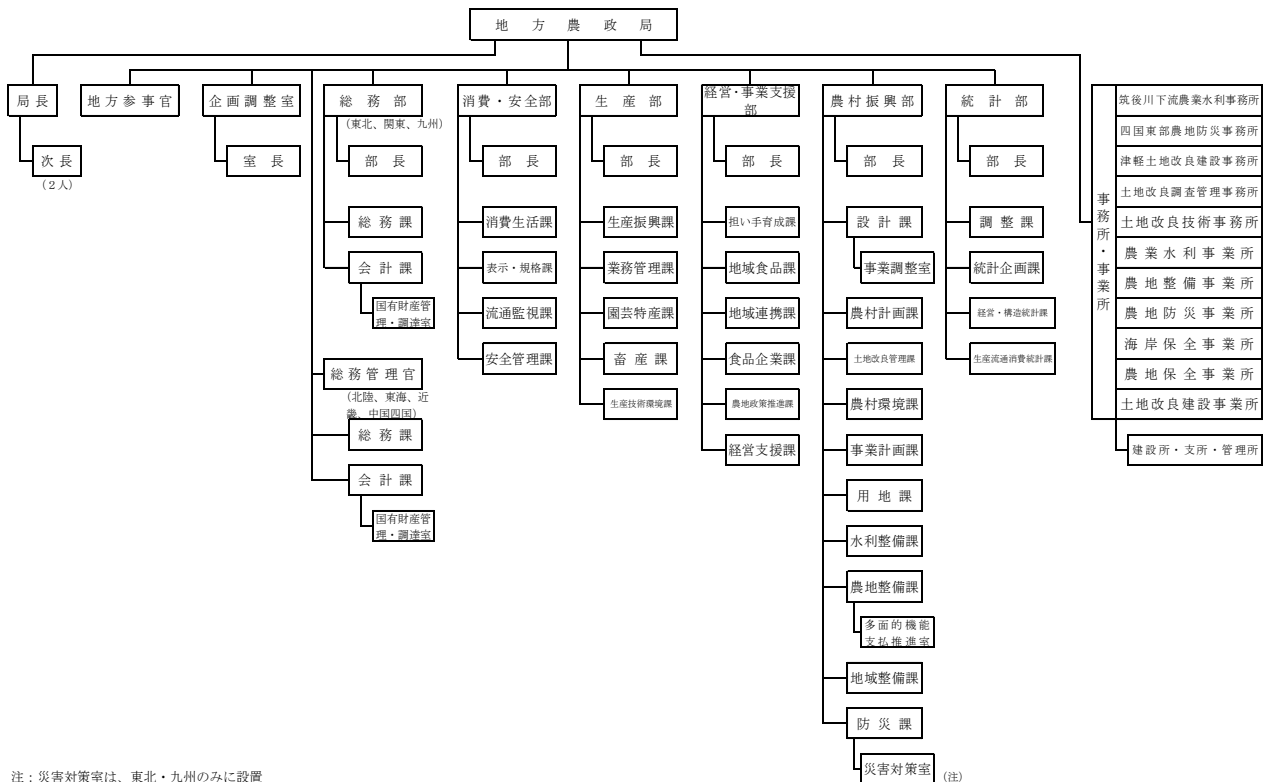
- ① 食料・農業・農村に関する施策の普及・地域の実態の把握
- ② 食品の安全性及び消費者の信頼確保のための監視・指導及び消費者行政
- ③ 主要食糧業務の実施
- ④ 生産及び経営を通じた農業施策の一体的な推進
- ⑤ 食品産業行政の推進
- ⑥ 農村及び中山間地域の振興
- ⑦ 農業農村整備事業の実施・指導・助成
- ⑧ 統計の作成及び提供
- ⑨ 農政全般に関する情報発信・収集及び相談対応等に取り組んでいる。

地方農政局は、北海道及び沖縄県を除く全国に、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州の7局が設置されている。また、北海道には北海道農政事務所が設置されており、沖縄県では内閣府沖縄総合事務局が地方農政局の任を行っている。

地方農政局の内部組織は、企画調整室、総務部、消費・安全部、生産部、経営・事業支援部、農村振興部、統計部からなっている(表1)。

また、分掌機関の事務所・事業所は、事業の着手に伴い、平成30年度に3事業所が新設されたとともに、事業の完了に伴って、平成30年度末までに3事業所が廃止されたところである(表3)。

表1 地方農政局の機構図



注：災害対策室は、東北・九州のみに設置

第11章 地方農政局等

表2 北海道農政事務所の機構図

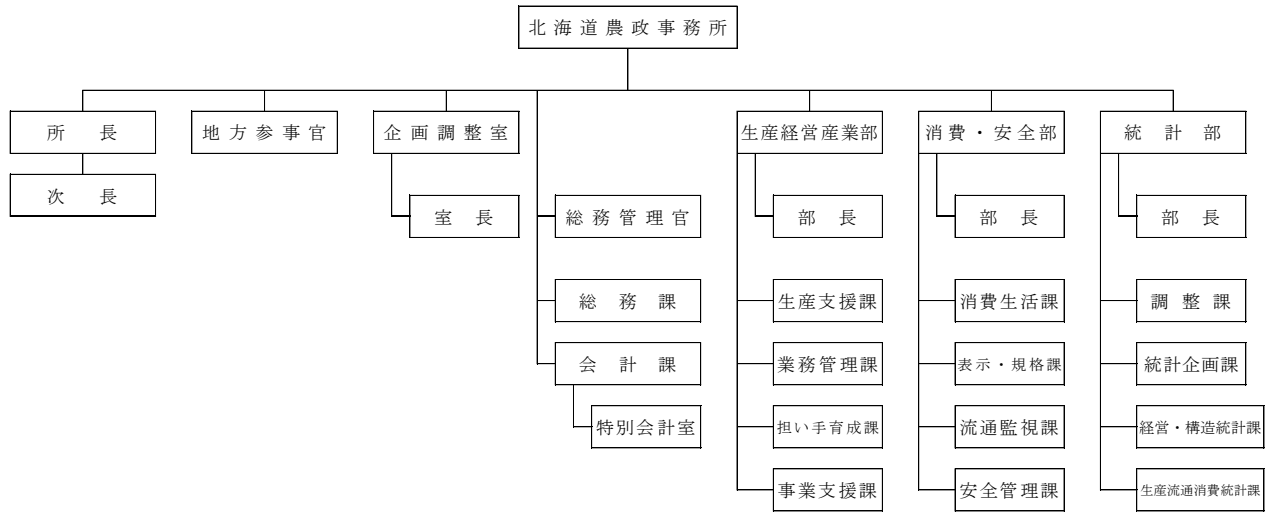


表3 平成30年度に新設又は廃止した事業(事務)所

地方農政局	新規事業(事務)所	廃止事業(事務)所
関東		大井川用水農業水利事業所
近畿		大和紀伊平野農業水利事務所
中国四国	穴道湖西岸農地整備事業所	
九州	西国東海岸保全事業所 八代平野農業水利事業所	徳之島用水農業水利事業所

2 定 員

地方農政局及び北海道農政事務所の平成30年度末の定員は、前年度末と比べて371人減の9,824人となっている(表4)。

表4 定員関係

組織	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末
地方農政局	13,647人	12,616人	11,934人	11,550人	11,158人	10,851人	10,283人	9,961人	9,623人	9,266人
北海道農政事務所	603人	595人	623人	608人	596人	580人	606人	597人	572人	558人
合計	14,250人	13,211人	12,557人	12,158人	11,754人	11,431人	10,889人	10,558人	10,195人	9,824人

※組織再編(H23.9.1)により、地方農政事務所を廃止し地域センターを設置。

※組織再編(H27.10.1)により、地域センターを廃止。

第2節 地方農政局

1 東北農政局

(1) 東日本大震災

東日本大震災からの復旧・復興の8年

平成23(2011)年3月11日の東日本大震災では、地震による大津波で、多くの農地が流出・冠水の被害を受けた。その面積は、青森県80ha、岩手県730ha、宮城県14,340ha、福島県5,460haで、東北全体では2万610haに及んだ。

東北農政局では、現地支援チーム(平成30年度も農政局職員(各県域拠点職員を含む))や各事業担当職員が被災地に寄り添い、きめ細やかに対応してきた。

平成30年度における主な取組は以下のとおり。

ア 農地及び農業用施設の復旧状況

営農再開が可能となった農地は、平成30年度で東北津波被災地全体(2万610ha)の約8割に当たる1万7,270haである。また、東北農政局では、直轄特定災害復旧事業(「仙台東地区」)として、農地・農業用施設復旧、大区画ほ場整備を実施している。

この「仙台東地区」では、平成26年度で1,800haの農地復旧が完了した。また、大区画ほ場整備は平成25年度から順次大区画化工事を実施し、平成31年春までに27の全ブロック(約1,900ha)で営農を開始している。平成27年度からは、大区画ほ場において、暗渠排水を整備する。

東北農政局が直轄事業として復旧する排水機場は、宮城県16か所、福島県8か所の計24か所である。このうち宮城県では、16か所の排水機場で工事完了した。また、福島県では、7か所の排水機場で工事完了し、1か所で本格復旧を実施中である。

イ 生産施設等の整備

東日本大震災農業生産対策交付金(平成23年度：341億円、復興庁計上平成24年度：29億円、平成25年度：104億円、平成26年度：75億円、平成27年度：51億円、平成28年度：33億円、平成29年度：26億円、平成30年度：35億円)により、被災した生産・営農施設や農業用機械の導入及び営農用資材や放射性物質の吸収抑制対策等の支援を行った。また、東日本大震災復興交付金及び福島再生加速化交付金(被災地域農業復興総合支援事業：復興庁計上)により、乾燥調製施設や施設園芸用ハウス、農業用機械等の導入支援を行っ

た。

ウ 福島県における営農再開に向けた取組

福島県に基金を設置した福島県営農再開支援事業(平成24年度補正予算：232億円、平成30年度予算：130億円)により、原発事故で営農休止を余儀なくされた避難区域等における円滑な営農再開に向け、除染後農地の保全管理や鳥獣被害防止対策、放射性物質の基準値を下回る農産物が生産できることを確認する作付実証、避難先からすぐに帰還しない農業者の農地の管理耕作などの取組を支援した。

なお、平成30年度末までに、県内16市町村の農地のうち5,291ha(14市町村)で営農が再開された。

エ 農業の先端技術の実証研究

食料生産地域再生のための先端技術展開事業により、平成23年度から29年度にかけて被災3県(岩手・宮城・福島県)において、先端技術を用いた被災地の農業を復興させ、技術革新を通じて成長力ある新たな農業を育成するための実証研究を行った。

平成30年度からは、新たな状況変化に起因する技術的課題を解決するための実証研究(11課題)及びこれまでに実用化された技術の速やかな社会実装を図るための取組(3課題)を開始し、情報発信、現場指導、技術研修等を実施している。

オ 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

東北農政局では、平成30年産米についても安全な米のみを出荷するよう、政府、関係自治体及び生産現場が一体となり、作付制限、吸収抑制対策及び収穫後の検査を組み合わせた取組を支援した(福島県は全量全袋検査を実施)。また、米以外の農畜産物についても、放射性物質の低減対策や収穫後の放射性物質検査が円滑かつ適切に実施できるよう支援を行った。

(2) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成30年度の東北地域の経済は、個人消費は、スーパー販売が主力の飲食料品を中心に堅調であり、コンビニエンスストア販売やドラッグストア販売が前年を上回っていることから、緩やかに回復している。生産活動は、電子部品・デバイスが自動車向けを中心に堅調に推移していることから、緩やかに持ち直している。また、雇用情勢は、有効求人倍率が高水準で推移しているほか、完全失業率が低水準となっているなど、改善している。

このことから、東北地域の経済は回復しつつある。

イ 農家経営

平成27年2月1日現在の販売農家数は24万戸で、平成22年に比べて6万5千戸(21.3%)減少した。

販売農家のうち、主業農家数は5万5千戸で、平成22年に比べて1万5千戸(21.6%)減少した。

平成29年農業産出額は1兆4,001億円で、前年に比べて116億円(0.8%)増加した。

平成29年水田作経営の1経営体当たり農業粗収益は349万7千円で、前年に比べて18万9千円(5.7%)増加した。農業経営費は240万4千円で、4万1千円(1.7%)増加した。この結果、農業所得は109万3千円で、14万8千円(15.7%)増加した。

農外所得は115万8千円で、前年に比べて24万5千円(17.5%)減少した。年金等の収入は194万円で、前年に比べて14万円(7.8%)増加した。

また、農業所得、農外所得、年金等の収入に農業生産関連事業所得を加えた総所得は419万5千円で、前年に比べて4万円(1.0%)増加した。

(3) 農業生産の動向

ア 水稻

平成30年産水稻(子実用)の作付面積は37万9,100haで、前年産に比べて4,300ha(1.1%)増加した。作柄は、田植期以降おおむね天候に恵まれたことから全もみ数が平年並みとなり、登熟は初期登熟が順調に推移したものの、8月下旬以降の断続的な降雨や日照不足等の影響により平年並みとなったことから、10a当たり収量は564kgで、前年産並みとなった。収穫量は213万7千tで、前年産に比べて2万2千t(1.0%)増加した。

なお、東北の作付面積は全国の25.8%、収穫量は全国の27.5%を占めている。

イ 麦

平成30年産麦(子実用)の作付面積は、小麦が6,570haで、前年産に比べて470ha(6.7%)減少し、六条大麦が1,280haで、前年産に比べて100ha(8.5%)増加した。10a当たり収量は、小麦が192kgで、前年産に比べて54kg(22.0%)減少し、六条大麦が266kgで、前年産に比べて83kg(23.8%)減少した。収穫量は、小麦が1万2,600tで、前年産に比べて4,700t(27.2%)減少し、六条大麦が3,400tで、前年産に比べて720t(17.5%)減少した。

ウ 大豆

平成30年産大豆(乾燥子実)の作付面積は3万5,400haで、前年産に比べて900ha(2.5%)減少し

た。10a当たり収量は132kgで、前年産に比べて3kg(2.3%)増加した。収穫量は4万6,600tで、前年産に比べて400t(0.9%)減少した。

なお、東北の作付面積は全国の24.1%、収穫量は全国の22.1%を占めている。

エ そば

平成30年産そば(乾燥子実)の作付面積は1万6,500haで、前年産に比べて300ha(1.8%)減少した。10a当たり収量は40kgで、前年産に比べて6kg(17.6%)増加した。収穫量は6,560tで、前年産に比べて820t(14.3%)増加した。

なお、東北の作付面積は全国の25.8%、収穫量は全国の22.6%を占めている。

オ 野菜

平成30年産指定野菜14品目のうち、5品目(だいこん、はくさい、ねぎ、きゅうり、トマト)の作付面積は1万4,900haで、前年産に比べて100ha(0.7%)減少した。収穫量は49万6,200tで、前年産に比べて6,100t(1.2%)減少した。

カ りんご

平成30年産結果樹面積は2万7,100haで、前年産に比べて200ha(0.7%)減少した。収穫量は58万5,500tで、前年産に比べて2万9,300t(5.3%)増加した。

なお、東北の結果樹面積は全国の74.9%、収穫量は全国の77.4%を占めている。

キ 畜産

平成31年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は2,220戸で、前年に比べて130戸(5.5%)減少した。飼養頭数は9万8,900頭で、前年に比べて300頭(0.3%)減少した。

肉用牛の飼養戸数は1万1,800戸で、前年に比べて700戸(5.6%)減少した。飼養頭数は32万6,900頭で、前年に比べて6,300頭(1.9%)減少した。

ク 花き

平成30年産切り花類の作付面積は1,727ha、出荷量は2億9,480万本となった。

(4) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 攻めの農林水産業推進本部

東北農政局では、平成25年1月29日に設置された農林水産省の「攻めの農林水産業推進本部」に対応し、東北農政局長を本部長とする「東北農政局攻めの農林水産業推進本部」を平成25年2月4日に設置した。

設置後、管内市町村、関係者等との意見交換会

を平成31年3月31日までに123回開催し、現行制度の運用実態、現場ニーズや事例の収集を行った。

イ 食料の安定供給の確保に向けた取組

(ア) 食料自給率の現状

平成29年度の管内各県のカロリーベースの食料自給率(概算値)は、全県(青森県117%、岩手県101%、宮城県70%、秋田県188%、山形県137%、福島県75%)が全国平均(38%)を上回り、高い水準となっている。

また、生産額ベース(概算値)でも、全県(青森県235%、岩手県194%、宮城県91%、秋田県142%、山形県173%、福島県88%)が全国平均(66%)を上回っている。

(イ) 米の消費拡大の取組

東北農政局では、日本人の主食である米を多様な形で毎日の生活の中で親しんでもらうため、米粉の利用拡大に取り組んだ。その一環として、東北米粉利用推進連絡協議会との連携により、消費者を対象として、平成30年7月に、「米粉利用拡大セミナー」を開催し、米粉に関する情報提供、米粉食品の試食や展示等により米粉及び米粉食品の特性をPRした。また、平成30年11月に、「秋の米粉料理教室《フレンチ編》～米粉で本格フレンチ！シェフのすご技を伝授～」、平成31年2月に、「グルテンフリーdeバレンタインデー」を開催し、米粉料理の普及を図り、米粉の利用拡大の取組を行った。

そのほか、学校給食等に係る取組として、米飯学校給食回数増加に向けて政府備蓄米交付制度の周知や制度の活用を働きかけた。

(ウ) 食育の推進

東北農政局では、管内12か所で、区市町村等が開催する食育推進会議等に参加し、食育に関する情報提供や意見交換を行ったほか、地域の食や農業に関するイベントへの参加や教育機関における展示を行い、ごはんを主食として、主菜・副菜に加え、適度に牛乳・乳製品や果物が加わったバランスのとれた「日本型食生活」の広報活動や食育の普及と食生活の改善に向けた働きかけを行った。

6月の「食育月間」には、消費者展示コーナーでパネルやフードサンプルによる「日本型食生活」の普及に向けた展示を行うとともに局内で「弁当の日」を開催した。

また、8月には行政、保育所、学校、農業団体、民間企業等食育に取り組む方々の参加を得

て、食育セミナー「生きることは食べること～命を育む体験から～」を仙台市で開催し、1月には食育セミナー「和食の魅力、再発見！」を福島市で開催した。

さらに、平成28年に立ち上げた「食育ネットとうほく」の会員募集を継続的に行うとともに、「とうほく食育メールマガジン」を東北地域の399の行政、団体、企業、個人に対し発信し、食育活動に関する情報などを広く共有した。

(エ) 食の安全と消費者の信頼の確保

食の安全及び消費者の信頼を確保するために、県等と連携して有害化学物質等の調査、農薬や飼料等の生産資材の適正使用に係る調査・指導、動植物の伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止に取り組んだ。

また、牛トレーサビリティ法に基づく生産・流通段階における遵守事項について監視・指導等を行った。

食品表示の適正化を推進するため、食品表示法及び日本農林規格等に関する法律に基づき食品関連業者に対して、食品の表示状況の監視・指導等を行った。

米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため、米トレーサビリティ法に基づく米穀等の取引等の記録の作成・保存及び産地情報の伝達について、米穀取扱事業者に対して履行状況の確認を行った。さらに、食糧法に基づき、生産者、需要者等に対して、用途限定米穀(加工用米、新規需要米)の流通状況の確認を行った。

消費者団体等との意見交換会の開催等により安全性をはじめとした食に関する施策情報等の提供を行うとともに、消費者相談窓口において、食料、食生活等に関する相談に対応した。

食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保し、農業経営の効率化や改善等の効果が見込まれるGAP(農業生産工程管理)の取組推進のため、農業生産工程管理推進事業交付金により、各県の指導体制の構築と認証取得拡大の取組への支援を行った。また、東北地域におけるGAPの取組の拡大を目的に、平成30年11月に生産、流通、加工、小売、外食等関係者を参集し、GAPの価値を共有するフードチェーン連携パートナー会を開催した。

(オ) 農業農村の6次産業化の推進

a 農林漁業の6次産業化

東北農政局では、六次産業化・地産地消法に基づく「統合化事業計画」を平成31年3月

末までに累計で368件認定した。

また、農林漁業者等の6次産業化の取組を支援するため、各県域ごとに設置した6次産業化サポートセンターを通じて、6次産業化プランナーの派遣等を行うとともに、当該事業計画が円滑かつ確実に実施されるよう新商品開発や加工施設等の整備に対してソフト面及びハード面での支援を行った。

さらに、農林漁業者等の6次産業化へのチャレンジをサポートする推進組織として平成22年11月に設置した「東北ブロック6次産業化推進行動会議(行動会議)」において、フェイスブックを活用した情報の発信や6次産業化を進めるための優良事例集、課題・問題対応の事例集「6次産業化の手引き」の作成・発信を行ったほか、平成31年3月には、6次産業化セミナーを開催し、講演会や商品改善支援会を実施した。

b 地産地消の推進

地産地消の推進を図るため六次産業化・地産地消法に基づく「促進計画」の策定を推進し、平成30年度末において県段階で6県、市町村段階で前年度より5件増加の190市町村が策定した。

また、「平成30年度地産地消等優良活動表彰」において、管内から食品産業部門の「協同組合青森県黒にんにく協会(青森県)」が農林水産大臣賞を、「株式会社オール・ケッチャーノ(山形県)」が農林水産省食料産業局長賞を受賞し、5団体が東北農政局長賞を受賞した。

c 農林水産物・食品の輸出

我が国の農林水産物・食品の輸出額は、平成30年において、9,068億円となり、6年連続で過去最高を更新した。東北地域からは主に果物、米、水産物及び加工品が輸出されている。

東北農政局では、東北地域における輸出の取組を後押しすることを目的に、水産物・水産加工品について海外マーケットニーズ等の情報提供や意見交換を行う勉強会、アジアにおける市場動向とニーズ及び流通・販売の実情についてのセミナーを開催した。

農林水産省では平成30年8月に農林水産物・食品輸出プロジェクト「GFP」のコミュニティサイトを立ち上げ、輸出に意欲的に取り組む登録事業者支援を開始し、管内における登

録件数は97件(平成31年3月末)となった。

ウ 強い農業の創造に向けた取組

(ア) 農業経営体の状況

東北の認定農業者の数は、平成31年3月末現在においては、高齢化のために農業経営改善計画の再認定申請を行わなかったこと等から、前年より437経営体(全国1,622)減少し、5万886経営体(全国23万9,043)となった。

平成31年2月1日現在の集落営農数は、3,311で、前年に比べて33減少した。

農業法人のうち農地を所有できる法人(農地所有適格法人)は、平成31年1月1日現在において、前年より171法人増加し2,563法人となった。

また、農地のリース方式により農業経営を行う農地所有適格法人以外の法人(一般法人)は、平成30年12月末現在において、前年より17法人増加し337法人となった。

平成29年度の東北の新規就農者数は、前年度に比べ41人増加し1,450人となった。

就農区分別にみると、新規学卒は前年度に比べ12人増加し130人、Uターンは58人減少し401人、新規参入は8人増加し229人、雇用就農は79人増加し690人となった。

(イ) 経営所得安定対策等の実施状況

東北の平成30年度における経営所得安定対策等(収入減少影響緩和対策を除く)の支払額は819億7千万円、延べ支払対象者数は8万6,400件で、米の直接支払交付金が平成30年度から廃止されたこと等により、前年度に比べそれぞれ273億8千万円(25.0%)、18万600件(67.6%)減少した。

これを、交付金別にみると、畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)の支払額は114億円、支払対象者数は7,540件、支払数量は5万9,900tで、前年度に比べ、それぞれ4億7千万円(3.9%)、431件(5.4%)、5,280t(8.1%)減少した。このうち、支払額及び支払数量については、梅雨時期の長雨の影響により平成29年度に比べて畑作物の作柄が不良だったこと等により減少した。

水田活用の直接支払交付金の支払額は705億7千万円、支払対象者数は7万8,800件、支払面積(戦略作物)は11万5,300haで、前年度に比べそれぞれ60億1千万円(7.8%)、25,700件(24.6%)、6,090ha(5.0%)減少した。このうち、支払額及び支払面積については、飼料用米、加

工用米等から主食用米への作物転換が行われたこと、備蓄米が交付対象から外れたこと等により減少した。

また、平成30年産収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)は、米価が標準的収入額を下回る地域がなかった前年と同水準で推移した一方、畑作物は収量の減少などから、大豆、六条大麦等において標準的収入額を下回る地域があり、支払件数は692件で、補てん総額(国費と農業者抛出計)は4億3千万円となった。

(ウ) 農地の有効利用

平成30年の耕地面積は83万4,100haで、荒廃農地からの再生、東日本大震災からの復旧等があったものの、耕地の荒廃、宅地等への転用等があったことから前年に比べて4,000ha減少した。

平成30年の耕地利用率(耕地面積に対する作付(栽培)延べ面積の割合)は83.6%で、前年と比べて0.1ポイント低下した。

担い手への農地の利用集積面積は、平成31年3月末で46万5,068ha(担い手への集積率55.8%)となり、前年と比べて7,245ha(1.2ポイント上昇)増加した。

なお、平成26年に農地中間管理機構を各県に設立して、担い手への農地の利用集積・集約化に取り組んでおり、平成30年度の機構の借入れ面積は1万1,565ha、転貸面積は1万2,971ha(うち新規集積面積は5,953ha)となった。

荒廃農地の発生防止・再生利用を推進するため「第10回東北管内荒廃農地解消事例発表会」(平成30年10月宮城県仙台市)を開催し、荒廃農地再生の先進的な取組の事例発表及び意見交換を行った。

また、東北地方における荒廃農地解消の実践事例及び荒廃農地の発生防止・解消のための支援等をWebサイトに掲載した。

(エ) 人と農地の問題を解決するための取組

集落・地域の人と農地の問題解決のため、集落・地域の関係者による話し合いにより、今後の中心となる経営体やそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を定めた「人・農地プラン」を作成する取組を推進している。

各地域で取組が進められた結果、東北のプラン作成市町村数は、平成30年度に217市町村(青森県40、岩手県33、宮城県33、秋田県25、山形県35、福島県51)となった。

(オ) 農業経営相談所による法人化等の支援

農業経営の法人化、規模拡大、円滑な経営継承等の多様な経営課題に対応していくため、「農業経営相談所」を各県ごとに整備し、農業者に対し中小企業診断士や税理士等の専門家を派遣した。

(カ) 農業生産基盤の整備

東北の水田整備状況は、平成29年3月現在で30a程度以上の標準区画整備済面積割合は、66.7%(40万1,776ha)と全国平均65.3%とほぼ同じ水準にあるが、1.0ha程度の大区画整備済面積の割合は、13.8%(8万3,138ha)で、全国平均10.2%を上回る整備状況にある。

平成25～29年度のほ場整備事業等完了地区において、事業を契機とした担い手への農地の利用集積率は、事業実施前より2.8～7.2倍に増加した。

(キ) 環境保全に向けた農業の推進

環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等を環境保全型農業直接支払交付金により支援している。

東北管内における平成30年度の実施件数は、前年度に比べ69件減少し645件、実施面積は2,329ha減少し1万8,763haとなり、全国の実施面積の24%を占めている。

また、「未来につながる持続可能な農業推進コンクール」(農林水産省主催)の一環として、「東北ブロック未来につながる持続可能な農業推進コンクール表彰式・事例発表会」を開催(平成31年3月)し、持続可能な農業を目指し、意欲的に経営や技術の改善に取り組んでいる農業者等(5優良事例)に東北農政局長賞を授与するとともに、その取組をWebサイト等で広く紹介した。

なお、環境に配慮した農業を実践するエコファーマーは、平成31年3月末時点で、2万3,094件が認定されており、全国の24%を占めている。

エ 地域資源を活かした農村の振興・活性化

(7) 農村地域の現状

平成27年2月1日現在の販売農家における世帯員数は、94万9千人で、平成22年の129万9千人に比べて35万1千人(27.0%)減少した。

年齢別世帯員数をみると、29歳以下は18万9千人(世帯員数に対する割合19.9%)で、平成22年の30万7千人(同割合23.6%)に比べて11万8千人(38.4%)減少した。

一方、65歳以上の高齢者は、34万5千人(同

割合 36.3%)で、平成 22 年の 42 万 4 千人(同割合 32.7%)に比べて、8 万人(18.8%)減少した。

(イ) 中山間地域等直接支払交付金の推進

中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援するもので、平成 30 年度は、東北 173 市町村の 4,107 集落等に交付され、交付面積は前年より 305ha 増加し、7 万 161ha となった。

(ロ) 多面的機能支払交付金の着実な実施

多面的機能支払交付金は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行うもので、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするもので、平成 30 年度については、東北 227 市町村のうち 214 市町村で実施しており、農地維持支払の取組面積は 44 万 2,595ha、5,913 の活動組織で取組を行った。

(ハ) 農作物鳥獣被害対策の推進

「鳥獣被害防止特別措置法」(平成 19 年法律第 134 号)に基づく市町村の被害防止計画は、平成 30 年 10 月末までに 214 市町村(94%)において作成され、これら被害防止計画に基づく被害防止対策をより効果的に実施するため、鳥獣被害対策実施隊が 195 市町村で設置されている。

また、各県又は市町村を中心とした協議会が「鳥獣被害防止総合対策交付金」等を活用して、捕獲や侵入防止柵の設置などの被害防止対策に取り組んだ。

東北農政局では、東北地域の国・県・研究機関の関係機関で構成する「東北地域野生鳥獣対策連絡協議会」を開催して各機関の被害防止の取組等を共有し東北地域の鳥獣被害防止対策の推進を図った。

(ニ) 再生可能エネルギーの利用推進

「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する法律」(平成 25 年法律第 81 号)の各地域での説明会を踏まえ同法に基づく基本計画を 3 市町が新たに策定したことから、同計画の策定数は 15 市町となった。また、農林漁業者等が再生可能エネルギー発電事業の取組に必要な活動を支援した(1 地区)。さらに、小水力等発電設備の導入に係る調

査設計及び協議調整への支援を 21 地区で実施した。

(ホ) 都市と農村の共生・対流による地域活性化等

農山漁村の活性化を図るため、県又は市町村が作成する活性化計画に基づく取組を総合的に支援した。

平成 30 年度までに東北 227 市町村において 272 の活性化計画が策定され、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)が交付された。

また、農泊(農山漁村滞在型旅行)を推進するため、農山漁村振興交付金(農泊推進対策)による支援を実施し、平成 30 年度までに 55 地域が採択されたほか、農泊実施地域の課題を解消するため、農泊推進セミナーを開催し、事業者とのマッチング等を推進した。

(5) 関係機関との連携強化

攻めの農林水産業等に関する情報を発信及び現場の声を収集するため、市町村(長)との意見交換会(懇談会)を開催し、幅広く意見交換を行うとともに、福島県の避難区域等市町村の営農の再開、農業の再生に向け、農林水産本省、福島復興局及び関係自治体等と連携して、直接現場に出向いて意見交換等を行い、関係事業の活用を含めた課題の解決・支援を推進した。

また、農林水産業の 6 次産業化に向けた「東北ブロック 6 次産業化推進行動会議」や農林水産物等の輸出促進を図るための「東北地域農林水産物等輸出促進協議会」の活動など関係機関と連携した取組を進めた。

(6) 広報活動

報道関係者に対して、プレスリリース(123 回)、記者レクチャー(3 回)を実施し、迅速な情報提供を行った。

東北の各地域で食料・農業・農村分野の様々な取組を進めていただくため、「東北食料・農業・農村を巡る情勢」を作成するとともに、局 Web サイト、プレスリリース等を通じて東北における食料・農業・農村の情勢を紹介した。

広く国民への効果的な情報提供の観点から、Web サイト掲載内容の迅速な更新を行うとともに、東北農政局メールマガジン(平成 31 年 3 月末現在登録会員 6,838 名)を毎月 2 回配信した。

仙台合同庁舎 B 棟 1 階行政情報プラザに設けた東北農政局の「消費者展示コーナー」では、局内各部課で取り組む施策や実績を動画や展示により紹介するとともに、管内自治体の協力を得て、農林水産業

に関する地域の特色ある取組の紹介や物産品の展示を行い、消費者に情報提供を行った。

2 関東農政局

(1) 地域経済、農業産出額及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成30年度の経済情勢を見ると、関東財務局による総括判断では、管内経済は、生産の一部に弱さも見られるが回復している。

個人消費は、コンビニエンスストア販売額及びドラッグストア販売額が前年を上回っているなど全体として回復しつつある。

有効求人倍率は高水準で推移し、完全失業率は低水準で推移しているなど、雇用情勢は改善している。

企業収益について、平成30年度は増益見込みとなっている。業種別に見ると、製造業では、前年比5.3%の減益見込み、非製造業では前年比5.8%の増益見込みとなっている。

イ 農業産出額

平成30年の農業産出額は2兆2,476億円で、前年に比べ1,341億円(5.6%)減少し、全国の農業産出額(都道府県別の合計)に占める関東農政局管内の割合は24.6%となっている。

また、生産農業所得は8,435億円で、前年に比べ1,132億円(11.8%)減少した。

ウ 農業経営

平成30年の農業経営体1経営体当たり(個別経営)の、農業粗収益は591万5千円で、前年に比べ25万5千円(4.5%)増加した。

農業経営費は399万7千円で、前年に比べ16万円(4.2%)増加した。

この結果、農業所得は191万8千円となり、前年に比べ9万5千円(5.2%)増加した。

また、総所得は561万6千円で、総所得の構成をみると、農業所得が34.2%、農外所得が33.1%、年金等の収入が32.7%となっている。

(2) 農業生産の動向

ア 水稻

平成30年産水稻(子実用)の作付面積は、28万6,100haで、前年産に比べ1,900ha(0.7%)増加した。

全もみ数は、千葉県では「多い」、茨城県、栃木県及び群馬県では「やや多い」、その他の都県では「平年並み」から「やや少ない」となり、登

熟は、出穂期前後や8月下旬の高温による粒の肥大の抑制及びもみ数が多いことによる相反作用により、千葉県では「不良」、その他の都県では「やや不良」から「平年並み」となった。また、神奈川県では出穂期以降の天候がおおむね良好に推移したことから「やや良」となった。

この結果、管内平均の10a当たり収量は537kg(作況指数100)となった。

収穫量は153万7千tで、前年産に比べ2万5千t(1.7%)増加した。

イ 麦

平成30年産4麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦)合計の子実用作付面積は3万9,200haで、前年産に比べ200ha(0.5%)減少した。

収穫量は13万2,200tとなり、前年産に比べ1万2,700t(8.8%)減少した。

ウ 大豆

平成30年産大豆(乾燥子実)の作付面積は1万300haで、前年産に比べ500ha(4.6%)減少した。

収穫量は、10a当たり収量が低下したことから1万3,800tとなり、前年産に比べ1,500t(9.8%)減少した。

エ 野菜

平成30年産野菜の収穫量(主産県計)は、産出額(平成29年)の多い順から、ねぎが23万1,800t(うち千葉県が6万2,600t、埼玉県が5万5,500t)、いちごが5万7,900t(うち栃木県が2万4,900t、静岡県が1万800t)、トマトが20万5,100t(うち茨城県が4万6,300t、千葉県が3万7,200t)、ほうれんそうが11万1,900t(うち千葉県が2万5,500t、埼玉県が2万4,200t)であった。

オ 果樹

平成30年産果実の主な品目の収穫量(主産県計)は、みかんが13万3,000t(うち静岡県が11万4,500t)、りんごが15万900t(うち長野県が14万2,200t)、日本なしが10万8,000t(うち千葉県が3万400t、茨城県が2万3,800t)、ぶどうが7万7,500t(うち山梨県が4万1,800t、長野県が3万1,100t)であった。

カ 花き

平成30年産花きの作付(収穫)面積は、切り花類が3,580ha、鉢もの類が642ha、花壇用苗もの類(主産県計)が582haであった。

キ 畜産

平成31年2月1日現在の主要家畜の飼養頭羽数は乳用牛が18万7,100頭で、前年に比べ2,200

頭(1.2%)減少した。肉用牛が28万9,700頭で、前年に比べ7,300頭(2.5%)減少した。豚が246万2千頭で、前年に比べ7万1千頭(2.8%)減少した。採卵鶏(成鶏めす)が4,148万羽で、前年に比べ296万1千羽(7.7%)増加した。

平成30年の生乳生産量は121万1,861tで、前年に比べ2万9,645t(2.4%)減少した。

ク 茶

平成30年産の茶の栽培面積(主産県計)は1万7,400haであった。荒茶生産量(主産県計)は3万4,300tで、全国(主産県計)の4割を占めている。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率の現状

平成29年度の関東農政局管内のカロリーベースの食料自給率(概算値)は、平成29年10月1日現在の都道府県別人口の上位5都県である東京都、神奈川県及び埼玉県についてみると、それぞれ、1%、2%及び10%となっている。

その他の地域については、茨城県が72%、栃木県が68%、群馬県が33%、千葉県が26%、山梨県が19%、長野県が54%、静岡県が16%となっており、全国平均38%と比較すると総じて低い水準にある。

一方、平成29年度の関東農政局管内の生産額ベースの食料自給率(概算値)は、都道府県別人口の上位5都県である東京都、神奈川県及び埼玉県についてみると、それぞれ、3%、13%及び20%となっている。

その他の地域については、茨城県が136%、栃木県が105%、群馬県が100%、千葉県が68%、山梨県が83%、長野県が125%、静岡県が56%となっており、全国平均66%と比較すると都道府県別人口の上位5都県である東京都、神奈川県及び埼玉県を除くと総じて高い水準にある。

イ 「人と農地の問題」を解決するための取組の推進

農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等により、地域農業の展望を描くことが困難な集落や地域が多数存在している。このような人と農地の問題を解決するため、集落や地域における農業者の徹底した話し合いを通じて、今後の中心となる経営体とその経営体への農地集積方法、地域農業のあり方等を定めた「人・農地プラン」の見直し等を推進した。

関東農政局では、地域の関係者の話し合いによって作成された人・農地プランの優良事例の周知を行うとともに、1市町村1プランを実質的な話し

合いの単位に分割することや、農地中間管理機構の活用方針、農地の出し手の位置付けなど地域の話し合いによる本格的な人・農地プランとなるよう見直しを進めた。

これにより、関東農政局管内においては平成31年3月末までに、作成を予定している390市町村のうち、385市町村(99%)、1,643地域において「人・農地プラン」が作成された。

ウ 意欲ある多様な担い手の確保・育成

関東農政局管内における認定農業者数は、平成31年3月末現在で5万1,225経営体(新規認定は1,993経営体)で、近年はほぼ横ばいとなっており、全国(23万9,043経営体)の約2割を占めている。一方、認定農業者のうち法人経営は一貫して増加しており、前年と比べ287経営体増加し4,487経営体となり、全体の8.8%を占めている。

農業法人のうち農地を所有できる法人(農地所有適格法人)は、平成31年1月1日現在で前年より183法人増加し2,925法人となり、農業に参入している農地所有適格法人以外の法人は、平成30年12月末現在で前年より181法人増加し986法人となった。

また、平成29年度の新規就農者数は、前年度に比べて27人増加し、2,818人となった。

エ 農地の有効利用に向けた取組

令和5年度までに担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現するとの方針目標を実現するため、平成26年3月に各都県に設置された農地中間管理機構による農地中間管理事業等を活用し担い手への農地の利用集積を推進した。

平成30年度末時点における関東管内の担い手への農地集積面積は、27.4万ha、集積率は35.1%、年間集積目標面積に対する過去1年間の集積増加面積はの割合は11%となった。

農地中間管理事業による新規集積面積は、全国的に減少傾向にあり、関東管内においても3.4千haと前年度実績から0.4千ha減少となったが、管内都県別にみると、静岡県については前年度実績から59ha増加した。年間集積目標面積に対する新規集積面積については、茨城県(13%)、埼玉県(16%)及び千葉県(15%)が全国平均(11%)より高くなった。

オ 経営所得安定対策等の実施

平成30年度経営所得安定対策等(収入減少影響緩和交付金を除く)の支払件数は、平成30年度から米の直接支払交付金が廃止されたことから、5万件(対前年比7万件減)となった。

交付金別に見ると、水田活用の直接支払交付金は、5万件(対前年比9千件減)、畑作物の直接支払交付金は、6千件(対前年ほぼ同数)となった。

支払面積では、水田活用の直接支払交付金(戦略作物、基幹・二毛作合計)は、8万5千ha(対前年比3千ha減)となった。

畑作物の直接支払交付金の支払数量は、麦類・大豆の作柄が良好であった平成29年度と比べ減少し、全体で10万9千t(対前年比9千t減)となった。

一方、収入減少影響緩和交付金(平成29年産)については、大豆の販売価格の低下などにより補てんが実施されたものの、米の当年産収入額が標準的収入額を上回ったため、支払件数は211件(対前年産比8千件減)、補てん総額は64百万円(対前年産比9.9億円減)となった。

カ 環境保全型農業の推進

環境保全型農業を推進するため、平成23年度から地球温暖化防止や生物多様性保全の観点から環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者を環境保全型農業直接支払交付金により支援しており、平成30年度の実績は、実施件数544件、実施面積6,084ha(対前年度比0.2%減)であった。

さらに、持続可能な農業の普及・拡大の加速化を目的とした持続可能な農業推進コンクールに関して、管内事例を対象として関東農政局長賞4点を決定し、平成31年3月に賞状の交付及び意見交換等を行った。

キ 農林水産物・食品の輸出促進

「農林水産業・地域の活力創造本部」(平成28年5月)において取りまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づき、農林漁業者や食品事業者が対象国・地域が求める検疫条件への対応や国際認証の取得等の取り組みや、産地間連携等による海外での販路開拓等の取組に対する支援を行った。

また、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)訪問輸出診断により、輸出に意欲がある農林漁業者・食品事業者等の輸出取組における課題解決に向け支援を行った。

さらに、関東経済産業局、北陸農政局との3局連携による輸出促進の取り組みを通して、農林漁業者や食品事業者の支援を行った。

なお、平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて23(事故直後54)の国・地域が輸入規制を継続(平成31年3月22日時点)しており、これらの国・地域へ日本

から食品等を輸出する際には輸出先国が求める証明が必要なことから、産地証明、放射性物質検査証明、輸出事業者証明及び原産地証明に係る証明書の発行を行った(平成30年度関東農政局管内証明書発行件数2万8,385件)。

ク 食の安全・消費者の信頼確保に向けた取組の推進

関東農政局では、食の安全を確保するため、農産物のかび毒等の有害化学物質の含有実態調査、農薬及び飼料の使用実態調査、指定配合肥料の生産事業者に対する立入検査、動物用医薬品製造販売業等の登録・許可、牛トレーサビリティ制度の遵守状況等の調査を行うとともに、ペットフードの安全確保のための製造業者等への検査等を行った。

また、農産物の生産に影響を与えかねない重要病害虫の防除として、ウメ輪紋ウィルスやテンサイシストセンチュのまん延防止対策を実施した。さらに2月に長野県で発生したCSFへの対応として、長野県に職員を派遣し、農林水産省及び長野県と連携して防疫対応を行った。

一方、消費者の信頼を確保する取組として、関東農政局において「消費者団体との意見交換会」を開催し、食品安全等をテーマに意見交換を行ったほか、外部機関からの要請に基づき出前講座を実施し、農林水産施策に関する情報の受発信を行った。

また、「消費者の部屋」の活動として、消費者からの相談を受け、地域や学校のイベントにおける「移動消費者の部屋」の開設、テーマを定めた特別展示の開催、及びWebサイトや電子メール配信等により、消費者等に対し積極的に農林水産施策や食品安全について情報提供を行った。

さらに、消費者の適正な食品の選択等に資するため、食品事業者に対する表示調査を日常的に実施するとともに、食品表示110番に寄せられた不適正表示に関する情報に対しては、その都度、事実確認のための立入検査等を実施し、立入検査等の結果、不適正な表示等を確認した場合は、厳正に改善指導を実施した。

また、本年度は、長野県等におけるCSF発生を受け、豚肉等に不適切な告知等が行われることのないよう調査を実施した。

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づき、米穀等の取扱事業者、米飯類を提供する外食事業者等に対し、産地情報の伝達及び取引記録の作成・保存の履行状況を確認するため立入検査を実施した。

また、保健所等の関係機関が開催した説明会を活用しての制度説明や食品衛生協会、商工会、消費者団体等に対する周知普及活動を行った。

食糧法に基づき、用途限定米穀(飼料用、米粉用、加工用米)の生産者、出荷業者、実需者等に対し、主食用米への横流れを防止するため立入検査を実施した。

農産物検査法に基づき、登録検査機関の事務所において、登録検査機関が適正に業務運営を行っているか確認するため立入調査を実施した。

ケ 食育の推進

第3次食育推進基本計画における重点課題の解決に向け、管内の自治体、農林漁業者、企業等と連携し食育を推進した。6月の食育月間には、スポーツ選手の食生活を通して、バランスよく食べることの大切さを若い世代・子育て世代伝えることにより、日本型食生活の推進、国産農産物の消費拡大につなげていくことを趣旨にセミナーを開催(参加者451名)、また、食育に関するパネル展示(2会場)等を行った。

2月には多様な連携により食育活動の活性化を図ることを目的に、花咲徳栄高等学校(埼玉県加須市)において、食育実践者と高校生の参加による朝食の欠食や食文化の継承をテーマにグループディスカッションを行うなどの交流会を開催した(参加者69名)。

関東食育推進ネットワーク(平成31年3月末1,556名)では、関東農政局Webサイト「食育ひろば」や電子メール(メールマガジン)を活用し、食・農林漁業体験受け入れ施設の紹介、会員の情報発信や連携情報のプラットフォーム構築による自主的な連携支援を行った。

コ 食品リサイクルの推進

食品リサイクル法に基づき、食品循環資源の再生利用等の状況について確認、指導を行った(平成30年度:128事業者)。平成30年度の定期報告書の提出数は1,128件であり、全国の約1/3を占めている。その提出に先立ち、事業者に対する定期報告書の記入方法の説明等を目的とした説明会(全3回。総出席者数約450名)を開催した。

また、登録再生利用事業者制度において、平成30年度は12件の新規登録、更新等を行う(平成31年3月末現在の登録事業者数は58社)とともに、再生利用等の状況を確認するため、環境事務所等と連携して15件の調査点検を実施した。

さらに、食品リサイクル肥料の利用促進に向けた意見交換会を開催(平成31年1月31日、61名

出席)するとともに、本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品(食品ロス)を削減するため、食品関連事業者などから当該食品を預かり、必要とする団体等に届けるフードバンク活動推進のための情報交換会を開催(平成30年10月31日、62名出席)した。

サ 6次産業化の推進

平成23年3月に施行された「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消費)」に基づく事業計画の認定は、平成31年3月末までに、総合化事業計画が415件、研究開発・成果利用事業計画が11件となった。これら認定事業計画等の実施に対し、食料産業・6次産業化交付金等を活用し、事業計画の作成支援をはじめとして、認定事業計画のフォローアップのための6次産業化プランナーの派遣、商品開発、販路拡大、施設整備等への支援を行った。

シ バイオマスの利活用の推進

平成21年6月に制定された「バイオマス活用推進基本法」に基づき、「バイオマス活用推進基本計画」が閣議決定され、都道府県及び市町村が「バイオマス活用推進計画」の策定に向けた地域での取り組みを推進している。

関東農政局管内では、平成30年度末までに5県8市町村で活用推進計画が策定された。

また、関係7府省(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)で構成されたバイオマス活用推進会議において「バイオマス事業化戦略」が決定され、バイオマス産業を軸とする「環境にやさしく災害に強いまち・むらづくり」を目指す地域、いわゆる「バイオマス産業都市」の構築が盛り込まれた。

関東農政局では、バイオマス産業都市の構築を進めるため、管内都県、市町村に対して普及推進を図り、平成30年度までに、関東農政局管内では7市町村が選定された。

ス 鳥獣被害防止対策の推進

鳥獣被害の軽減のため、関東農政局管内都県と連携しつつ、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画の作成及び捕獲、防護柵の設置といった実践的活動を担う鳥獣被害対策実施隊の設置を推進したところ、平成31年3月時点の被害防止計画策定市町村数は313市町村(対前年比7市町村増)、鳥獣被害対策実施隊については、187市町村(対前年比10市町村増)で設置された。

セ 耕作放棄地解消の取組

耕作放棄地解消に向け、耕作放棄地対策検討チーム(平成24年4月設置)を主体に、県及び市町村との意見交換等を通じて、耕作放棄地解消に取り組んでいる。その活動の一環として、平成21年度に創設された「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」及び平成29年度に創設された「荒廃農地等活用促進交付金」の周知を図り、荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業へ参入する法人等が行う再生作業や土づくり、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援した。平成30年度は耕作放棄地再生利用緊急対策交付金及び荒廃農地等活用促進交付金を活用して69haの耕作放棄地を解消したが、平成30年度をもって両事業は終了した。

ソ 多面的機能の維持・発揮

農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動について、3,500活動組織、21万380haで取り組まれた。

また、農業生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産活動を維持する取組が、平成30年度は2,334協定、2万1,121haで行われた。

タ 農業生産基盤の整備

農業競争力強化や国土強靱化に資する農業生産基盤の整備を推進した。国が事業主体となる国営事業については、大規模な優良農業地域において14地区〔那珂川沿岸、茨城中部、栃木南部、赤城西麓、荒川中部、北総中央、印旛沼二期、大利根用水、笛吹川沿岸、釜無川、伊那西部、竜西、牧之原、三方原用水二期〕で実施し、基幹的な農業水利施設等の整備や保全を行った。

なお、関東管内の耕地面積は全国の約18%を占め、30a程度以上の区画整備済水田の割合は64.9%、50a程度以上の区画整備済水田の割合は6.1%となっている。

チ 東日本大震災で被災した農地・農業用施設等の復旧・復興支援

関東農政局では、農地・農業用施設等の復旧・復興支援のため、平成23年度から平成29年度まで職員を派遣した。

(4) 関係機関との連携強化

各種施策の推進に当たり、関係省庁、都県、生産者団体、消費者団体、試験研究機関等との各種会議や意見交換を行った。

関東地域は大消費地であるとともに農業生産地域

でもあり、高度に発達した鉄道網を利用することで、素晴らしい農業景観に簡単に出会えることを、より多くの方々に知っていただくため、「農のいとなみと鉄道フォトコンテスト」を実施した。

(5) 広報活動

管内の農業情勢を分析・紹介する「関東食料・農業・農村の動向」を作成し、特集編は、「平成30年間の関東農業の動き」として、食料・農業・農村の動きを、食料消費、農業経営、農地、生産量・生産額、生産性、販売環境、農村の分野別に分析し、動向編では、関東管内の食料・農業・農村をめぐる状況、管内で行われている取組の概要や背景、創意工夫を凝らしている点、具体的な効果、経営改善の状況等を政策分野別に記載した。

最新の施策情報や関東農政局の取組等の情報を迅速に広く国民へ情報発信するため、報道機関に対し「プレスリリース」を行うとともに、「関東農政局Webサイト」及び「関東農政局メールマガジン」(隔週発行)に情報を掲載し提供した。

3 北陸農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成30年度の経済情勢を見ると、景気は緩やかに拡大している。企業の業況感は、製造業を中心に悪化したものの、良好な水準を保っている。

個人消費は、百貨店・スーパー等の売上高は、食料品が堅調であるほか、高額品に動きが見られるなど、着実に持ち直している。旅行取扱は増加している。主要温泉地の宿泊客数は、横ばい圏内の動きとなっている。乗用車販売、家電販売は、持ち直している。設備投資は、大型投資の一巡や、海外経済の先行き不透明感から投資を抑制する動きが見られるものの、引き続き、高い水準で横ばい圏内の動きとなっている。公共投資は、北陸新幹線敦賀延伸関連の工事の進捗などから、増加している。当地製造業の生産は、高水準ながら弱めの動きとなっている。雇用・所得は、企業の人手不足感は一段と強まっており、有効求人倍率は、高水準で推移している。雇業者所得は、着実に増加している。

イ 農業経営(水田作経営)

平成30年の個別経営(農業生産物の販売を目的とする個別の農業経営体)1経営体当たりの農業粗収益は315万2千円で、前年に比べ18万円(5.4

%)減少した。

一方、農業経営費は237万3千円で、前年に比べ3万4千円(1.5%)増加した。

この結果、農業所得は77万9千円となり、前年に比べ21万4千円(21.6%)減少した。

また、農業所得に農外所得、年金等の収入、農業生産関連事業所得を加えた総所得は523万8千円で、前年に比べ1万円(0.2%)減少した。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

平成30年産水稲の作付面積(子実用)は前年産に比べ1,500ha(0.7%)増加し、20万5,600haとなった。

10a当たり収量は、全もみ数が前年産の「やや少ない」から「平年並み」に、登熟が前年産と同様の「平年並み」となったことから、前年産に比べ4kg(0.8%)増加し、533kgとなった。

県別では、新潟県が531kg、富山県が552kg、石川県が519kg、福井県が530kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を1万7千t(1.6%)上回る109万6千tとなった。

また、農家等が使用しているふるい目幅ベースの作況指数は、新潟県が95、富山県が102、石川県が100、福井県が101で北陸全体では98となった。

イ 麦

平成30年産六条大麦(子実用)の作付面積は前年産に比べ720ha(7.1%)減少し、9,380haとなった。

10a当たり収量は、前年産を98kg(34.3%)下回る188kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を1万1,300t(39.1%)下回る1万7,600tとなった。

ウ 大豆

平成30年産大豆(乾燥子実)の作付面積は前年産に比べ500ha(3.7%)減少し、1万3,000haとなった。

10a当たり収量は、前年産を25kg(14.8%)下回る144kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を4,100t(18.0%)下回る1万8,700tとなった。

エ 野菜

平成30年産野菜のうち管内で作付面積が多い、だいこんは前年産に比べ50ha(2.3%)減少し2,140ha、ねぎは前年産に比べ40ha(3.5%)減少し、1,110haとなった。

オ 果樹

平成30年産果樹のうち管内で栽培面積が多い、かきは前年産に比べ30ha(2.1%)減少し1,380ha、日本なしは前年産に比べ11ha(1.4%)減少し、797haとなった。

カ 花き

平成30年産花きの作付(収穫)面積のうち、切り花類(新潟県)は前年産に比べ300a(1.4%)減少し2万1,600a、球根類(新潟県)は前年産に比べ550a(5.2%)減少し9,950a、球根類(富山県)は前年産に比べ870a(11.3%)減少し6,820a、鉢もの類(新潟県)は前年産に比べ610a(6.7%)減少し、8,500aとなった。

キ 畜産

平成31年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は前年に比べ15戸(4.7%)減少し305戸、飼養頭数は前年に比べ500頭(3.8%)減少し1万2,600頭となった。

肉用牛の飼養戸数は前年に比べ26戸(6.5%)減少し377戸、飼養頭数は前年に比べ400頭(1.9%)増加し2万1,400頭となった。

豚の飼養戸数は前年に比べ8戸(4.9%)減少し155戸、飼養頭数は前年に比べ1万7,100頭(6.8%)減少し23万5,600頭となった。

採卵鶏の飼養戸数は前年に比べ7戸(7.7%)減少し84戸、飼養羽数は前年に比べ278千羽(2.8%)減少し952万7千羽となった。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率向上に向けて

(ア) 国産農林水産物の消費拡大に向けた取組

北陸管内の平成28年度における食料自給率は85%と高い値を示している一方、米を除く自給率は13%と全国の水準を下回っている。

このため、食料自給率向上に向け、とくだねe～講座「ご存じですか？食料自給率」として、要請のあった北陸管内の消費者団体等に出前講座を実施し、また、「石川の農林漁業まつり」等のイベントや北陸農政局「消費者の部屋」を活用し、国産農産物の消費拡大や地産地消を推進するパネル展示及び資料配布等を行った。

国産農産物の消費拡大に寄与する事業者・団体等の取組を一般から広く募集し、優れた取組を表彰し、その活動を広く社会に浸透させることを目的とした「フード・アクション・ニッポン アワード2018」への応募を呼びかけた結果、ベスト100産品に北陸管内から3産品が選ばれ

た。

また、米の消費拡大を図るため、市町村への学校給食用等政府備蓄米の交付の取り組み、各種イベント等における普及・啓発活動や北陸農政局 Web サイトに米の消費拡大のページを設け、スポーツイベントでの活動等を紹介するとともに、米粉の利用促進を図るため、北陸地域米粉利用推進連絡協議会や関係機関と連携して米粉利用促進に係る意見交換会(平成30年11月福井市)の開催や北陸地域の「米粉製品販売店マップ」(平成31年3月末現在291店舗)や米粉料理レシピを同 Web サイトの米粉のページでその他の米粉関係情報と併せて紹介した。

(イ) 地域における食育の取組

平成30年6月には「食育月間」の取組として、共食や食に関する知識の共有を目的として北陸農政局「弁当の日」の自主的取組、「若い世代への食育推進」、「和食文化の保護継承」、「日本型食生活の実践」をテーマとした「消費者の部屋」の特別展示、「移動消費者の部屋」開設によるパネル展示、公共施設・企業・大学等でのパネル展示及び卓上メモを活用した食育に関する情報提供活動を実施した。また、石川県において、管内の大学生ほか一般の方を対象に、若い世代への食育を推進するために、同世代の食の現状と課題を認識し、同世代への食育推進の大切さを自ら考えることにつながるよう「同世代で考えよう！若い世代に食育を伝えるために」をテーマに女子栄養大学の西村准教授による基調講演(「食事って大事な?」)及び富山大学生生活協同組合専務理事を交え、栄養学を学ぶ大学生たちによるパネルディスカッション形式の食育セミナーを開催した。

9月には「和食文化の継承の取組について」をテーマに「とくだねe～講座」を実施、11月には金沢学院大学人間健康学部健康栄養学科3年次生を対象に「公衆衛生生活論」の授業において、「農林水産省における食育の推進について」をテーマに、食育推進に係る課題や農林水産省や北陸農政局が進める食育にかかる施策や取組等について講義を行った。

また、「日本型食生活」の普及や「和食文化の保護・継承」を目指した取組として、食や農に関するイベントにおいて、リーフレットの配布やパネル展示を行うとともに、来場した一般の方を対象に「食育に関するアンケート調査」を実施した。

さらに、「地域・世代をつなぐ共食の場“子供食堂から考える～”」をテーマに「食育ネットほくりく」会員相互の交流の場として、交流会を石川県で開催した。

その他、北陸農政局の Web サイト「ほくりく食育ひろば」において、教育ファーム等の取組紹介、メールマガジンを活用し食育に関する情報提供を行った。

イ 食料の安定供給の確保に関する施策

(ア) 食の安全と消費者の信頼確保に関する取組

a コミュニケーションの推進、消費者への情報提供及び意見交換

消費者の食に関する知識を深めるための「とくだねe～講座」を20回実施するとともに、消費者団体と「アクリルアミドを減らすために家庭でできること」(石川県)、「新たな原料原産地表示制度について」(新潟県、富山県、福井県)をテーマに意見交換会を実施し、消費者ニーズの把握と農林水産行政に関する消費者の理解の促進を図った。

b 農産物のリスク管理の推進

農産物の残留農薬やかび毒及びヒ素含有等の実態について各県と連携して調査するとともに、農業者等に対して農薬の適正使用・飛散防止、各種有害物質等の吸収抑制・低減対策等の徹底を働きかけた。

このほか、各県の病害虫防除所職員等担当者を参集した技術研修会を開催し、各県における病害虫同定診断技術の向上を図った。

c 肥料取締法に関する取組

「肥料取締法」(昭和25年6月1日法律第127号)に基づき、登録肥料の更新、指定配合肥料の届出を受け付けるとともに、指定配合肥料生産業者への立入検査を実施した。

d 家畜伝染病の発生・まん延防止

北陸管内での高病原性鳥インフルエンザ等の発生リスクを低減するための各県への支援を行うとともに、岐阜県で平成30年9月に豚コレラが発生したことを踏まえ、管内で発生した場合に、迅速かつ的確な対応が可能となるよう、例年野鳥の飛来時期を迎え鳥インフルエンザの発生リスクが高まる11月から12月に実施してきた「北陸農政局特定家畜伝染病対応マニュアル」に基づく模擬訓練及び防護服の着脱訓練を10月に実施した。

e ペットフード安全法に関する取組

「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関す

る法律」(ペットフード安全法)(平成20年6月18日法律第83号)に基づき、製造・輸入業者の届出を受け付けるとともに、関係事業者への立入検査等を実施した。

f 牛トレーサビリティ制度の円滑かつ適切な実施

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(牛トレーサビリティ法)(平成15年6月11日法律第72号)に基づき、牛の個体識別のための情報の適切な管理・伝達を推進する観点から、牛の飼養者及び牛肉の販売業者等に対して巡回を実施し、点検・指導を行った。

g 食品表示の監視・指導等

食品表示法(平成25年6月28日法律第70号)及び「農林物資の規格化等に関する法律」(JAS法)(昭和25年5月11日法律第175号)に基づく食品の適正表示を推進するため、食品事業者に対して生鮮食品表示状況及び加工食品の原料原産地等の表示状況の調査並びに食品表示110番等に寄せられた不適正表示等に関する情報に基づく調査を実施し、不適正な表示を確認した場合は改善の指示又は指導を行った。なお、北陸農政局では、本年度は1業者に改善指示を、5業者に文書指導を実施した。

食品表示に関する法令を所管する関係各機関との連携を図るため、各県で開催された「食品表示監視協議会」に参画し、不適正表示に関する情報共有や意見交換等を行った。

(i) 米の適正流通確保等に向けた取組

a 米トレーサビリティ法について

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(米トレーサビリティ法)(平成21年4月24日法律第26号)に基づき、米穀を使用する北陸管内の外食事業者等を対象に履行確認等のため立入検査を実施した。また、同法に基づく取引記録の作成・保存、産地情報の伝達等について、関係する各種事業者団体への普及・啓発のため、食品衛生協会等に対し説明会等を実施した。

b 用途限定米穀の横流れ防止

「米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令」(食糧法遵守省令)(平成21年11月5日農林水産省令第63号)に基づき、用途限定米穀(加工用米、飼料用米等新規需要米、備蓄米等)の適正流通確保のため、北陸管

内の米穀の出荷販売事業者等への立入検査を実施した。

c 適切な農産物検査制度の運営確保の取組

農産物検査法(昭和26年4月10日法律第144号)に基づく制度の適切な運営を図る観点から、北陸管内の登録検査機関を対象に立入調査を実施した。

(ウ) 6次産業化の推進

6次産業化サポート事業を活用した県主導による推進体制のもと、各県が定めた実施方針に基づくサポート機関の設置・体制の整備、プランナーによる相談・支援活動等について支援を行った。

また、北陸農政局 Web サイトや北陸地域6次産業化推進ネットワーク協議会を活用し、6次産業化支援施策やイベント等の情報発信をしたほか、北陸農政局作成のパンフレット、事例集を活用し、農林漁業者等に対し、6次産業化の取組の普及・啓発を行った。

このような取組の結果、平成30年度は、総合化事業計画5件を認定した。

さらに、更なる6次産業化の取組を推進する観点から6次産業化推進シンポジウムを開催した。

(エ) 地理的表示保護制度の推進

平成27年6月に施行された「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」(平成26年6月25日法律第84号)に基づき、地理的表示保護制度への登録を推進するために、申請を予定している団体等に対し制度の説明を行った。

また、「地理的表示法の一部改正に関する北陸ブロック説明会」(平成31年2月)を開催し、関係者に改正内容を周知した。

さらに、北陸農政局「消費者の部屋」展示コーナーにおいて北陸地域のGI登録産品のパネル展示等を行い、制度の普及・啓発を行った。

なお、北陸地域では、平成30年9月27日に「越前がに」(福井県)が追加登録され、登録産品は合計10産品となった。

(オ) 地産地消の推進

農林水産省が実施した「平成30年度地産地消等優良活動表彰」の教育関係部門に応募のあった、「滑川市学校給食共同調理場(富山県)」、「立山町学校給食センター(富山県)」、「福井県立奥越特別支援学校(福井県)」を北陸農政局長賞として表彰した。

(カ) 農林水産物・食品等の輸出促進

北陸地域農林水産物等輸出促進連絡協議会と連携し、輸出に関わる個々の事業者のネットワーク形成を目的としたディスカッション等を年3回開催したほか、外国人旅行者をターゲットとした輸出拡大の取組として、コメから生まれた北陸の食文化(石川県版)の英語翻訳リーフレットを作成、配布した。

また、経済産業局等と連携し、GFP 輸出訪問診断や、海外市場開拓支援事業(ベトナム現地商談会)の開催支援等、輸出に取り組む農林漁業者や食品事業者の支援を行った。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて食品等の輸入規制をしている諸外国への輸出証明書の発行業務を行い、平成31年3月末現在で4,342件の証明書を発行した。

ウ 農業の持続的な発展に関する施策

(7) 認定農業者の動向

平成31年3月末現在の認定農業者数は、19,629となり、前年に比べ388減少した。

また、認定農業者のうち法人の数は、前年に比べ104増加し、2,477となった。

(イ) 集落営農の組織化・法人化の動向

平成31年2月1日現在の集落営農数は2,356(全国構成比15.8%)で、前年に比べ27減少した。組織形態別にみると、法人は1,223で全体の51.9%と、全国の35.5%を16.4ポイント上回っている。

(ウ) 一般法人の農業参入の動向

平成21年12月に改正農地法が施行され、農地所有適格法人以外の法人(一般法人)が農業に参入する際の規制が大幅に緩和された。結果、農地を利用して農業経営を行う一般法人は平成30年12月末現在175法人に達している。

(エ) 新規就農の促進

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年の新規就農者の大幅な増加を図るため、就農前後の青年就農者に対する農業次世代人材投資資金、青年就農者の農業法人等への雇用就農を促進する農の雇用事業、経営感覚を備えた農業者の育成と新規就農者の裾野拡大を図る農業経営確立支援事業を行った。

(オ) 女性農業者の参画に向けた取組

農山漁村における女性の経営・社会参画を促進するため、「北陸農政局農山漁村男女共同参画フォーラム」(平成30年11月)を開催した。

(カ) 人・農地プランの推進

集落や地域における徹底した話し合いを通じ

て、今後の地域の中心となる経営体や将来の農地利用、農地中間管理機構の活用方針等地域農業のあり方を定めた「人・農地プラン」の作成・見直しを推進してきた。

北陸管内においては、平成31年3月末現在、79市町村(新潟県:28市町村、富山県:15市町村、石川県:19市町、福井県:17市町)において、計2,586地域で人・農地プランが作成されている。

(キ) 農地利用集積の状況

農地中間管理事業の活用を柱に、担い手への農地利用集積・集約化を進めている。

平成30年度末の担い手への農地利用集積面積は、19万5千haで、前年に比べ4,963ha増加した。また、担い手への農地集積率は62.9%となり全国平均(56.2%)を上回っている。

平成30年度の農地中間管理事業の実績は、転貸面積6,039ha(うち担い手への新規集積面積2,212ha)であった。

(ク) 優良農地確保対策の推進

農地転用許可制度、農業振興地域制度の適正運用により、優良農地の確保に努めた。

また、荒廃農地の再生利用等を推進するため、北陸農政局耕作放棄地解消プロジェクトチームにおいて局内での情報共有等を行い、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査、市町等との意見交換及び各種支援策の活用等の働きかけ等を行った。

(ケ) 経営所得安定対策の取組

北陸管内の申請件数を交付金別に見ると、水田活用の直接支払交付金が3万4,925件、畑作物の直接支払交付金が3,620件、米・畑作物収入減少影響緩和交付金が1万6,226件となり、前年度に比べてすべての交付金で減少となった。

平成30年度の支払状況を交付金別に見ると、水田活用の直接支払交付金の支払件数は、3万614件で、前年度に比べて1万1,353件減少し、支払面積は、3万8,162haで、前年度に比べて1,943ha(そば、なたね、新市場開拓用米を除く)減少となった。

畑作物の直接支払交付金の支払件数は、3,424件で、前年度に比べて242件減少し、支払数量は、そばは1,697tで、前年度に比べ330t増加したが、麦と大豆、なたねはそれぞれ1万4,760t、1万7,239t、8tで、前年度に比べて、9,442t、3,745t、12t減少となった。

平成30年産米・畑作物収入減少影響緩和対策の支払件数は4,762件で、補てん総額(国費と農業者拠出計)は6億2,500万円となった。

(ロ) 農業の生産基盤の整備

北陸管内は、耕地面積の90%が水田であり、30a程度以上の区画整備済面積の割合は69.7%、50a以上の区画整備済面積の割合は11.7%となっている(平成29年3月)。

平成30年度は、北陸管内で国営かんがい排水事業12地区〔柏崎周辺、新川流域、加治川用水、新川流域二期、関川用水、刈谷田川右岸排水、信濃川左岸流域(以上新潟県)、射水平野、早月川(以上富山県)、手取川流域、河北潟(以上石川県)、九頭竜川下流(福井県)〕及び国営総合農地防災事業1地区〔庄川左岸(富山県)〕において事業実施した。

(ハ) 米政策改革の着実な推進

平成25年12月に取りまとめられた「農林水産業・地域の活力創造プラン」に位置づけられた「水田のフル活用と米政策の見直し」を踏まえ、戦略作物等の作付拡大及び平成30年産以降の需要に応じた生産・販売の推進を行った。

(ニ) 環境保全型農業の推進

北陸管内の「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(持続農業法)(平成11年7月28日法律第110号)に基づく認定農業者(エコファーマー)は、平成31年3月末現在で2万4,837件(前年比13.2%減)となった。

また、北陸管内の環境保全型農業直接支払交付金の平成30年度実施件数は489件(前年比9.8%減)、実施面積は8,295ha(前年比18.1%減、全国に占める割合10.4%)となった。

エ 農村の振興に関する施策

(ア) 多面的機能支払交付金の推進

多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成され、平成26年度に創設されている。

北陸管内では各県、各市町村、各県推進組織と情報共有を図り、事業を推進している。

その結果、平成30年度には農地維持支払交付金については、3,204地区(前年比211地区減)、22万4,816ha(前年比1,853ha増)にて取組が行われた。

また、資源向上支払(共同活動)は、2,652地区(前年比213地区減)、21万1,927ha(前年比1,930ha増)にて取組が行われ、資源向上支払(長寿命化)は、1,218地区(前年比157地区減)、10

万3,238ha(前年比2,541ha増)にて取組が行われた。

(イ) 中山間地域等直接支払制度の推進

平成30年度は、北陸管内67市町村で1,935協定が締結され、3万4,840ha(対前年371ha増)の農用地において耕作、維持管理等の活動が行われた。

(ウ) 農山漁村の活性化に向けた取組

北陸管内においては「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」(農山漁村活性化法)(平成19年5月16日法律第48号)に基づく「活性化計画」が、5市町において新たに5計画策定された。平成19年度からの累計で67市町において253の計画が策定され、これらの「活性化計画」に基づき、各地域の自主性と創意工夫による地域活性化のための取組に対し「農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)」を交付し支援を行った。

(エ) 鳥獣被害対策の推進

深刻化する鳥獣被害を踏まえ、「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」(鳥獣被害防止特措法)(平成19年12月21日法律第134号)及び鳥獣被害防止総合対策事業等について、北陸管内市町村等への周知を図った。

その結果、平成31年3月末現在で、北陸管内81市町村中80市町村において同法に基づく被害防止計画が作成され、57地域協議会(71市町村、北陸管内市町村の87.7%)において上記事業が実施された。

また、同法に基づき被害防止対策を効果的かつ効率的に行う鳥獣被害対策実施隊は68市町(北陸管内市町村の84.0%)において設置された。

(オ) 都市と農山漁村の共生・対流の推進

都市と農村との交流等を通じた農山漁村の活性化に向けては、グリーン・ツーリズムや子ども農山漁村プロジェクト等、食をはじめとする豊かな地域資源を活かし、農山漁村を教育、観光等の場として活用する、集落ぐるみの多様な都市農村交流等を促進する取組を支援するため、その推進体制の整備や実践活動等に必要な経費を国が集落等に直接交付(農山漁村振興交付金78地区)した。

(カ) 障害者就労の促進

農業分野における障害者就労を促進するため、障害者の就農に取り組む社会福祉法人やNPO

法人、農業者が組織する団体、国・地方公共団体の行政機関等をメンバーとする「北陸障がい者就農促進ネットワーク」において、「農福連携推進北陸ブロックセミナー」(平成31年1月)を開催した。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の促進を図るため、北陸管内の自治体、関係団体、農業者等との懇談会や意見交換会等の場において、幅広く情報発信、意見交換を行い、意思疎通を図ってきた。

さらに、各種事業の啓発や、情報交換を行いながら、関係省庁地方機関、自治体、関係団体等と連携し、シンポジウムやイベント等を開催した。

(5) 広報活動

ア 報道機関への情報発信及び意見交換

北陸管内の農業動向、各種調査結果、主要施策等について随時、公表を行うとともに、農政担当記者との情報交換の場として、石川地区(金沢市)及び新潟地区(新潟市)において記者懇談会を開催し、一般国民への情報提供に努めた。

イ 北陸農政局 Web サイト、メールマガジン及び広報誌による情報発信

北陸農政局 Web サイトにおいて、食料自給率向上の取組をはじめ、経営所得安定対策、担い手への農地集積・集約化、農山漁村の6次産業化等、農林水産施策の情報を消費者、生産者、事業者等に発信した。

また、北陸農政局メールマガジン「あぐり北陸」において、農林水産施策の情報を会員(平成31年3月末現在、約4,720名)に対し毎月5日と20日に配信した。

さらに、広報誌「ニューズレター北陸」において、自治体、消費者団体等に対し、会議や説明会の開催案内及び調査結果の公表等の情報を発信した。

4 東海農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成30年の生産動向は、年初は、主力の自動車関連や電子部品・デバイスが前年からの緩やかな増加が継続し、全体としては緩やかに増加した。

設備投資は、前年からの増加が継続し、年間を通して増加が続いた。

個人消費は、年前半は、前年からのインバウン

ド需要により高額品や化粧品等が好調。年央頃から、新型車を中心に乗用車販売の好調が下支えした。年間を通じて百貨店・スーパーは飲食料品を中心に好調、ドラッグストアは出店効果等、コンビニエンスストアは業界再編により店舗は減少したものの好調であったことから、前年からの緩やかな持ち直しが年間を通じて継続した。雇用は、前年からの人手不足感に変化はなく、年間を通じて労働需給が引き締まった状態が続いた。管内の景況は、前年からの改善が続き、年央過ぎから生産が高水準となったものの、堅調な個人消費などに支えられ、年間を通して改善が続いた。

イ 農業経営の概要

東海3県における平成30年の個別経営(農業生産物の販売を目的とする農業経営体)の1経営体当たり農業粗収益は547万8千円、農業経営費は431万1千円となり、農業粗収益から農業経営費を差し引いた農業所得は116万7千円となった。

(2) 農業生産の動向

ア 水稻

平成30年産水稻の作付面積(子実用)は7万7,600haで、前年産に比べ900ha(1%)増加した。

10a当たり収量は493kgで、前年産を1kg下回った。また、ふるい目幅1.80mmのふるいを使用し選別した10a当たり収量は482kgで作況指数98のやや不良となった。

収穫量は38万2,500tで、前年産に比べ3,300t(1%)増加した。なお、主食用作付面積に10a当たり収量を乗じた収穫量(主食用)は37万1,200tとなった。

イ 小麦

平成30年産小麦の作付面積は1万4,800haで、前年産に比べ400ha(3%)減少した。

10a当たり収量は345kgで、前年産を18kg(5%)下回った。

収穫量は5万1,000tで、前年産に比べ4,200t(8%)減少した。

ウ 大豆

平成30年産大豆の作付面積は1万1,700haで、前年産に比べ200ha(2%)減少した。

10a当たり収量は50kgで、前年産を67kg(57%)下回った。

収穫量は5,900tで、前年産に比べ8,000t(58%)減少した。

エ 茶

主産県(愛知県及び三重県)における平成30年

産茶の摘採延べ面積は 6,430ha、生葉収穫量は 3 万 4,400 t、荒茶生産量は 7,100 t となった。

オ 野菜

平成 30 年産野菜(主産県調査品目)の作付面積は 2 万 ha となった。

品目別では、キャベツの作付面積は 5,930ha、収穫量は 26 万 600 t (全国シェア 18%) となった。

また、トマトの作付面積は 976ha、収穫量は 7 万 8,500 t (同 11%) となった。

なお、愛知県におけるキャベツの作付面積は全国 1 位である。

カ 果樹

平成 30 年産果樹(主産県調査品目)の栽培面積は 7,880ha となった。

キ 花き

愛知県における平成 30 年産花きの作付(収穫)面積は切り花類が 1,504ha、鉢もの類が 314ha となった。また、出荷量は切り花類が 5 億 8,810 万本(全国シェア 17%)、鉢もの類が 4,710 万鉢(同 22%) となった。

ク 畜産

(ア) 乳用牛

平成 31 年 2 月 1 日現在の飼養戸数は 443 戸で、前年に比べ 28 戸(6%) 減少した。

1 戸当たり飼養頭数は 80.1 頭で、前年に比べ 1.5 頭(2%) 増加した。

(イ) 肉用牛

平成 31 年 2 月 1 日現在の飼養戸数は 981 戸で、前年に比べ 39 戸(4%) 減少した。

1 戸当たり飼養頭数は 102.5 頭で、前年に比べ 2.7 頭(3%) 増加した。

(ウ) 豚

平成 31 年 2 月 1 日現在の飼養戸数は 279 戸で、1 戸当たり飼養頭数は 2,019.7 頭となった。

(エ) 採卵鶏

平成 31 年 2 月 1 日現在の飼養戸数(種鶏のみの飼養者を除く。)は 286 戸で、1 戸当たり成鶏めす飼養羽数は 5 万 8 千羽となった。

(オ) ブロイラー

平成 31 年 2 月 1 日現在の飼養戸数は 42 戸で、1 戸当たり飼養羽数は 5 万 8 千羽となった。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率向上に向けた取組

(ア) 東海地域の食料自給率向上に向けた推進活動等

食と農林水産業の未来を考えるきっかけ作り

の場として、名古屋大学を含めた管内 6 大学と連携し、平成 30 年 12 月に官学合同シンポジウム「あなたの食、今と未来～変化する食と農林水産業～」を開催した。

また、大学等へ講師の派遣を行い、我が国の食料事情を中心に、食や農林漁業等に関する情報提供を行うなど、食料自給率向上への理解をさらに広げる取組を積極的に行った。

(イ) 食料消費面の取組

国産農産物の需要拡大に向けて、市町村等が開催するイベントや消費者の部屋において、パネル展示や資料配付による啓発活動を行った。

米粉利用の普及・拡大を図るため、東海米粉食品普及推進協議会と連携し、当該会員等を対象とした、米粉素材による調理講習会を開催した。

そのほか、学校給食等に係る取組として、米飯学校給食回数増加に向けて、政府備蓄米交付制度の周知・活用の働きかけを行った。

(ウ) 地産地消の推進

管内の優れた取組を関係者が共有し、更なる取組を推進することを目的とする「東海農政局地産地消交流会」を開催した。また、「東海農政局地産地消等優良活動表彰」を実施し、東海農政局長賞を 3 団体に授与した。

さらに、特徴のある取組を行う直売所の取組事例を収集し、当局 Web サイトにより発信(3 事例)した。

(エ) 優良農地の確保

農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進等により、平成 30 年 12 月 31 日時点の優良農地の面積は、岐阜県 4 万 4,200ha(対前年比 99.8%)、愛知県 5 万 7,100ha(対前年比 99.5%)、三重県 5 万 2,800ha(対前年比 99.6%)、3 県全体では、15 万 4,100ha(対前年比 99.6%) となった。

また、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」により岐阜県 1,890ha、愛知県 5,433ha、三重県 5,835ha の荒廃農地を把握し、発生防止・解消に向けた地域への積極的な働きかけの実施等を行った。

イ 経営所得安定対策及び米の需給調整の推進

(ア) 経営所得安定対策等の実施

米・麦・大豆等について需要に応じた生産の促進と水田農業全体としての所得の向上等により、農業経営の安定を図るため、経営所得安定

対策等を実施した。

平成30年度の管内の支払件数は、米の直接支払交付金がなくなったことから、1万4,104件(前年度比28.5%)となり、経営形態別の内訳は、個人が1万3,249件(同27.3%)、法人が660件(同96.1%)、集落営農が195件(同74.4%)となった。

交付金別の支払状況は、畑作物の直接支払交付金が支払件数1,221件(同97.1%)で、支払金額は73億6千万円(同88.7%)、水田活用の直接支払交付金が支払件数1万4,095件(同80.9%)で、支払金額は156億7千万円となった。

また、平成30年産収入減少影響緩和対策については、大豆の収量低下等により補てんが実施されたが、支払件数は325件(同37.6%)、補てん総額は2億1千万円(同93.3%)となった。

(イ) 米の需給調整の推進

新たな米政策の定着に向けて、局幹部及び地方参事官(県担当)等が地域の代表者を訪問し、需要に応じた米生産の必要性について改めて周知しつつ、併せて、関連する指標や予算などの情報提供を行った。更に、農政局及び県拠点担当者が現場に出向き、備蓄米の買入や輸出米の促進などについて、地域JAや農業法人等との意見交換を行い、需要に応じた米生産を推進した。

平成30年産米の需給調整の取組状況は、①岐阜県は主食用米の作付が前年と同面積(2万1,500ha)、②愛知県は前年より100ha増加(2万6,700ha)、③三重県は前年産不作に伴う需要量確保のため300ha増加(2万7,100ha)となり、東海3県全体では、需要に応じた米生産が確保された。

また、主食用米以外の平成30年産の作付状況は、麦類の作付面積が1万5,500ha(対前年比98%)、大豆の作付面積が1万1,700ha(対前年比98%)となった。新規需要米のうち米粉用米の作付面積は176ha(対前年比99%)、WCS用稲の作付面積は631ha(対前年比96%)、飼料用米の作付面積は5,470ha(対前年比82%)となった。

ウ 食の安全と消費者の信頼確保、食育推進の取組

(ア) 食の安全に向けた取組

食の安全を確保するため、農薬及び飼料の使用実態調査、国産米中ヒ素含有実態調査、麦類のかび毒含有実態調査、ペットフードの安全確保のための検査及び調査、牛トレーサビリティ制度の遵守状況調査等を行った。

また、動物用医薬品製造販売事業者等に係る

監視及び指導を行った。

9月以降に岐阜県及び愛知県で発生したCSFの防疫対応として、作業支援者等の派遣を行った。

平成30年度において高病原性鳥インフルエンザの発生はなかったが、9月に国内で26年ぶりにCSFの発生が岐阜県で確認された。また、2月には愛知県で発生が確認された。このため、まん延防止対策として、発生17事例において約67千頭の豚を対象とする殺処分等の防疫措置が執られた。これに対し、東海農政局家畜伝染病対策本部を設置し、発生県からの要請に基づき、発生農場へ延べ約700名の防疫作業支援者を派遣するとともに、疫学調査の支援、消費者団体等への情報提供等を行った。

(イ) 農業生産工程管理(GAP)の導入

管内3県が行うGAP認証の取得拡大や指導員育成の取組を支援した。

また、日本のフードチェーンにおけるGAPの価値の共有化を図るため、農産物の生産・加工・流通・小売等関係事業者等を結集し、GAPの価値を共有するフードチェーン連携パートナー会(東海ブロック)を開催するとともに、生産現場でのGAPの取組を拡大させるため、農業者・農業大生等に対してGAPに関する講演や、GAPの普及・啓発のため、消費者や大学生等に対し、セミナー等において講演を行った。

(ウ) 食品表示適正化の推進等

消費者が安心して食品を選択できるよう食品表示の適正化を推進するため、小売店等食品関連事業者に対して、食品表示の実施状況の確認等の調査を日常的に実施した。

また、食品偽装等の情報を受けるホットライン(食品表示110番)に寄せられた不適正表示に関する情報について、立入検査等を実施した。

あわせて、畜産及びその関連企業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることを目的とした、牛トレーサビリティ制度の遵守状況確認の調査を販売業者、特定料理提供者等へ日常的に実施した。

立入検査等の結果、不適正な表示等を確認した場合は改善指導を行った。

加工食品の原料原産地表示制度について、自治体・商工会議所広報誌への記事掲載、関係者への説明会等周知・啓発を実施した。

CSFの発生に伴い、小売店等の表示を点検、豚肉等に不適切な表示があった場合、正しい知

- 識を周知し改善を要請した。
- (エ) 米穀等の適正流通の確保に向けた取組
米トレーサビリティ法に基づき、米穀販売事業者等を対象に、産地情報の伝達及び取引記録の作成・保存の履行状況を確認するため、立入検査を実施した。
また、食品衛生協会、生活衛生同業組合、商工会、消費者団体等に対し、制度の周知普及活動を実施した。
食糧法に基づき、用途限定米穀(飼料用、米粉用、加工用米)の生産者、出荷業者及び実需者等に対し、主食用米への横流れ等を防止することを目的として、立入検査を実施した。
農産物検査法に基づき、登録検査機関に対し適正な業務運営を確認するため、立入調査を実施した。
- (オ) 消費者への情報提供と意見交換
東海農政局「消費者の部屋」の活動として、消費者相談の受け付けやテーマを定めた特別展示、移動消費者の部屋の開設、夏休みキッズプロジェクトの開催等情報発信を行った。
また、外部機関からの要請に基づき出張講座を実施し、農林水産施策に関する情報の受発信を行った。
さらに、消費者の関心の高いテーマを選定した食品安全セミナーの毎月開催や消費者との懇談会、生協との懇談会等を開催するとともに、消費者団体等に対し食品安全に関する情報提供を行った。
- (カ) 食育推進の取組
「第3次食育推進基本計画」の重点課題の解決及び目標の達成に向け、食育に携わる幅広い関係者との連携、協働を目的とした「とうかい食育ネットワーク」を運営し、情報発信やイベントを開催した。
6月は食材を育て調理して食べる体験映画の上映と監督の講演、8月は栄養教諭等を対象とした簡易な野菜栽培の体験セミナー、10月は栄養教諭等を対象とした魚食体験セミナー、31年3月は食文化に関するシンポジウムを開催した。
また、食に関する情報発信として、年間を通して出向展示・出張講座を実施し、6月の食育月間には「日本型食生活」の実践や和食文化の保護・継承を内容とした出向展示等を6カ所で行った。
さらに、「とうかい食育メールマガジン」を

- 発行し、食育活動に関する情報を広く共有した。
- エ 農山漁村6次産業化の推進
6次産業化の推進の核となる制度である「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画について、東海農政局管内では平成30年度に17件の新規認定を行った。
これらの総合化事業計画の取組などを支援するため、岐阜県、愛知県及び三重県の各県に「6次産業化サポートセンター」を設置し、専門家である「6次産業化プランナー」を配置して、農林漁業者が新たな事業分野に取り組む際のアドバイスや事業計画づくり、事業化に向けた総合的なサポートを実施した。また、メルマガ「6サポ東海」や、東海農政局 Web サイトにより、6次産業化政策情報、認定事業者情報やイベント情報などの発信を行った。
- オ 農工商等連携・地域資源活用の促進
中部経済産業局とともに、管内の資源を活用した農工商等連携・地域資源活用を推進するため、県や関係団体等と連携しながら、新商品の開発や販路拡大等を支援するとともに、情報提供や意見交換等を行った。
このような支援等を展開し、管内では平成30年度に「農工商等連携事業計画」を3件(平成30年度末累計103件)、「地域産業資源活用事業計画」を2件(平成30年度末累計80件)を認定した。
- カ 人・農地プランの推進
地域農業の中心的な役割を果たすことが見込まれる経営体を誰にするのか、その中心経営体にどのように農地を集めるのか、また、中心経営体以外の農業者を含めた地域農業の将来展望などを示すために、市町村が作成する「人・農地プラン」について、引き続き関係機関・団体と連携しつつ、取組を推進した。
平成30年度末における人・農地プランの作成状況は、岐阜県267プラン(42市町村)、愛知県123プラン(51市町村)、三重県333プラン(29市町)となった。
- キ 担い手への農地集積・集約化の推進
令和5年度に全農地面積の8割を担い手に集積するとしていた政策目標を達成するため、平成26年3月に各県に設置された農地中間管理機構(以下「機構」という。)の活用を推進した。
管内における平成30年度末の担い手に対する集積面積は70,265ha(前年度に比べ2,984haの増加)、集積率(耕地面積に占める集積面積の割合)は37.0%(前年度に比べ1.8ポイントの増加)とな

った。

また、平成30年度における機構の借入面積は1,417ha、転貸面積は1,393ha(うち新規集積面積499ha)の実績となった。

ク 鳥獣被害対策の推進

鳥獣被害の広域化・深刻化を踏まえ、平成20年2月に施行された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、管内では、90市町村(平成30年10月末現在)が被害防止計画を作成し、このうち64市町村が鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して地域ぐるみの被害防止活動、侵入防止柵の整備及び緊急捕獲活動等の鳥獣被害防止対策に取り組んだ。

また、管内各県や国の関係出先機関との情報共有・意見交換を行うなどの連携を図るとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金や鳥獣被害対策に関する各種施策について、メルマガ等による情報発信を行った。

ケ 再生可能エネルギー活用の推進

バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指し関係府省により共同で選定されたバイオマス産業都市3地域のうち1地域に対し食料産業・6次産業化交付金を活用して実施された事業化プロジェクトの実現に必要な施設整備に向けた調査・設計等の取組について支援を行った。

バイオマス発電に係るメタン発酵消化液を肥料として有効利用するための調査等を行う2事業者に対し、「持続可能な循環資源活用総合対策事業」により支援した。

営農型太陽光発電について、平成30年5月に公表された促進策の周知を図るとともに、取組事例を収集した。

コ 農山漁村の活性化

農山漁村の活性化に向け、地域自ら考えて行動する取組を支援するため、「農山漁村活性化の支援窓口」を設置し相談への対応を行った。

また、農山漁村活性化法に基づき、平成29年度までに県及び市町村が作成した79の「活性化計画」に基づき、「農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)」により、定住や地域間交流を促進する取組等を支援した。

さらに、「農山漁村振興交付金(都市農村共生・対流及び地域活性化対策)」等により、50地区で農山漁村の持つ豊かな自然や「食」等の地域資源を活用し所得向上や雇用拡大、定住促進を図るた

めの都市と農村との共生・対流の取組、農福連携の取組、農泊推進の取組等を直接支援するとともに、農泊推進のための平成30年度東海地域農泊推進セミナー/ビジネス交流会や農福連携の認知度向上のため、東海北陸厚生局との連携の下、農福連携推進東海ブロックシンポジウム(東海北陸厚生局共催)を開催。

サ 環境の保全に向けた取組

(ア) 環境保全型農業の推進

東海ブロック有機農業推進委員会をはじめとする有機農業者との情報交換等を通じ、施策への理解の促進を図った。

また、「オーガニックビジネス実践拠点づくり事業」により、1協議会で有機農業の面的拡大等を図るため、新規参入及び慣行栽培等からの転換を促進するための研修会の開催等を支援した。

(イ) 環境保全型農業直接支払交付金等の取組

地球温暖化防止や生物多様性に効果の高い営農活動を実施する農業者団体等へ直接支援を行う環境保全型農業直接支払交付金の平成30年度の管内における取組実績は、87件、876haとなった。

シ 多面的機能の維持・発揮

地域共同で行う農業農村が有する多面的機能を支える活動や地域資源(農地、水路、農道等)の適切な保全管理に資する活動を支援する多面的機能支払交付金の取組状況は、農地維持支払は1,725組織、取組面積は約8万6千ha、資源向上支払(共同活動)は1,362組織、取組面積は約7万6千ha、資源向上支払(長寿命化)は754組織、取組面積は約4万9千haとなっている。

また、農業生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産活動を維持するための活動を支援する中山間地域等直接支払交付金の取組状況は、1,422協定、1万3千haとなっている。

これらの取組により農業・農村の有する多面的機能の重要性を啓発するため「東海農政局多面的機能支払シンポジウム」を開催した。

ス 輸出促進に向けた取組

GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)の取組として、農林水産物・食品の輸出に意欲的に取り組もうとする事業者に対して、関係機関と共に訪問診断の実施や輸出商社等との商談に繋げる支援を行った。

また、農林水産物等輸出促進協議会を通じた関係機関への情報発信や東海農政局の輸出促進 Web

サイトを活用した情報発信により事業の公募、イベント開催等の情報提供等を行った。

さらに、中部経済産業局等と連携し、東海・北陸管内の農林水産物・食品の輸出促進を図るため、平成30年11月にベトナム・ホーチミンにおいて、現地独自商談会及び平成30年12月にベトナム現地バイヤーを招へいた商談会の開催支援を行った。

セ 知的財産保護制度の運用

地理的表示(GI)保護制度の周知及び活用の促進を図るため、東海ブロック説明会やGIサポートデスクと連携した現地説明会を実施した。

また、関係行政機関等と連携し、制度に関する出向説明や候補製品の掘起し取組を行った(30年度末の東海地域における登録産品数は5産品)。

知的財産総合相談窓口において、事業者等からの地理的表示(GI)保護制度、品種登録制度及び指定種苗制度に関する相談対応を行った。

地理的表示(GI)登録生産者団体等に対する確認業務を行うため、各登録生産者団体等への立入検査を実施した。

また、地理的表示等の不正表示通報窓口に寄せられた疑義情報に基づき、疑義業者等への立入検査を実施した。

ソ 花きの需要拡大に向けた取組

花きの生産・流通・小売関係団体等で構成する「東海地域花き普及・振興協議会」と連携して、平成30年8月に「夏休み親子花育セミナー」を管内2か所の花き市場で開催した。セミナーでは、子ども124名を含む225名の親子が参加し、花の生産から販売までの関係者の取組や工夫等について分かり易い映像を見ながらの学習や、市場の施設を使った模擬セリ体験のほか、フラワーアレンジメントや寄せ植え体験を通じ、花とふれあう花育活動を行った。

タ 農業生産基盤の整備

農業競争力強化や国土強靱化に資する農業生産基盤の整備を推進した。管内の国営事業では、国営施設機能保全事業2地区(中勢用水、尾張西部)、国営施設応急対策事業3地区(青蓮寺用水、宮川用水、長良川用水)及び国営総合農地防災事業2地区(新濃尾(二期)、矢作川総合第二期)の計7地区で基幹的な農業水利施設の整備や大規模地震対策を実施した。

チ 東日本大震災への取組

甚大な被害を受けた農地・農業用施設の復旧を応援するため、平成30年度は福島県南相馬市に延

べ12人の技術職員を派遣した。

ツ 生産・流通現場の革新的技術の普及

(ア) 生産現場のニーズを踏まえた技術体系の実証研究・普及

現場ニーズを研究課題に反映させるため、県の試験研究機関や普及組織等により構成される東海地域研究・普及連絡会議を開催し、生産現場における技術的課題のとりまとめ(66件)等を行った。

また、ICT、ロボット技術等を活用した革新的技術の普及を推進するため、スマート農業推進フォーラム及びスマート農業に関するシンポジウムを開催するとともに、産学官連携に取り組むNPO法人と連携して、セミナーやアグリビジネス創出フェアを開催して情報発信を行った。さらに、県の普及指導員を対象とした革新的技術の指導方法の習得等を目的とする研修を実施し、普及指導員の資質向上を図った。

(イ) 次世代施設園芸技術の普及

施設園芸の高度化を図るため、平成30年8月に管内における高度環境制御技術やICTを用いた環境モニタリング機器による生産性向上の取組事例やトマト収穫ロボットの開発状況等の新技術の情報発信を行う、東海ブロック施設園芸セミナーを開催した。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の促進を図るため、管内各県、市町村、大学、消費者代表、農業関係団体等と幅広く意見交換を行った。

(5) 広報活動

「東海3県(岐阜・愛知・三重)の食料・農業・農村」や各種統計資料を公表し、管内の農業・農村に関する施策や動向を紹介するなど、多様な広報活動を行った。

ア 報道機関等への情報発信

報道関係者との連携強化に向けた取組として、プレスリリースの発信(93回)、記者へのレクチャー(3回)、報道関係者との意見交換会(1回)を実施し、報道関係者に迅速かつ丁寧な情報提供及び農業施策に関する意見交換等を行った。

イ Webサイト等による情報の受発信

東海農政局Webサイトにより、農林水産省として提供すべき重要施策の情報や東海農政局の取組等の情報の発信を行ったほか、Webサイトを通じて寄せられた照会等に対し担当各部課等と連携し、速やかに対応した。

広報報誌「食・農びっくあっぷ」を定期的に12回発行し、Webサイトへも掲載した。

東海農政局メールマガジン「とうかいほっとメール」を毎月2回、臨時号を含めて、計24回発行した。平成30年度末の読者数は5,321人となった。

5 近畿農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成30年度の近畿管内の経済情勢は、一部に弱い動きが見られるものの、緩やかに改善している。

個人消費は、百貨店は、季節商品が苦戦したものの、高級品等が牽引。ほか、乗用車の新車販売は、普通車、軽乗用車が引き続き好調。

設備投資は、製造業では、設備の維持・更新や生産能力の増強を中心に当初計画どおりの設備投資が行われている。非製造業では、倉庫を始めとする物流設備への投資や、需要拡大のための新規出店や店舗改装が見られる。また、製造業・非製造業とも人手不足を補うための投資がみられる。

生産活動は、上半期は高水準で推移していたが、下半期では自動車向けコンデンサは引き続き好調など、総じてフル稼働状態の企業が多いものの、中国経済減速などの影響を受け足踏みをしている。

雇用情勢については、小売業やサービス業では、パート・アルバイトの確保が困難。また、製造業では、技術者が集まりにくいなど、人手不足が続いている。採用は新規・中途ともに競争が激化し、人材確保のための賃金改善がみられる。

イ 農業経営

平成30年の個別経営(農業生産物の販売を目的とする農業経営体)1経営体当たりの農業粗収益は365万6千円で、前年に比べ17万8千円(5.1%)増加した。

一方、農業経営費は264万2千円で、前年に比べ14万8千円(5.9%)増加した。

この結果、農業粗収益から農業経営費を差し引いた農業所得は101万4千円となり、前年に比べ3万円(3.0%)増加した。また、農外所得は112万7千円、年金等の収入は211万8千円となり、農業所得に、農外所得及び年金等の収入及び農業生産関連事業所得を加えた総所得は436万2千円となった。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

平成30年産水稲の作付面積(子実用)は10万3,100haで、前年産に比べ100ha(0.1%)減少した。

10a当たり収量は、全もみ数が、全府県で「平年並み」となったものの、登熟が、滋賀県、京都府、大阪府及び奈良県では「平年並み」、兵庫県及び和歌山県では「やや不良」となったことから、前年産に比べると8kg減少の502kgとなった。

以上の結果、収穫量(子実用)は、51万7,500tとなり、前年産に比べ9,100t(1.7%)減少した。

また、農家等が使用しているふるい目幅ベースの作況指数は98となった。

イ 野菜

平成30年産たまねぎの主産県(大阪府、兵庫県、和歌山県)における作付面積は1,930haで、前年産に比べ10ha(0.5%)減少した。収穫量は10万5,100tで前年産に比べ2,900t(2.8%)増加した。

冬キャベツの主産県(滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県)における作付面積は1,060haで、前年産に比べ20ha(1.9%)減少した。収穫量は3万8,400tで前年産に比べ2,500t(7.0%)増加した。

秋冬はくさいの主産県(滋賀県、兵庫県、和歌山県)における作付面積は742haで前年産並みとなった。収穫量は3万4,100tで前年産に比べ2,100t(6.6%)増加した。

ウ 果樹

平成30年産みかんの主産県(大阪府、兵庫県、和歌山県)における結果樹面積は7,880haで、前年産に比べ70ha(0.9%)減少した。収穫量は17万200tで、平成28年産(隔年結果が顕著であることから28年産と比較)に比べ6,300t(3.6%)減少した。

かきの主産県(奈良県、和歌山県)における結果樹面積は4,330haで、前年産に比べ20ha(0.5%)減少した。収穫量は6万7,500tで、前年産に比べ1万2,800t(15.9%)減少した。

うめの主産県(奈良県、和歌山県)における結果樹面積は5,280haで、前年産に比べ30ha(0.6%)減少した。収穫量は7万4,800tで、前年産に比べ1万9,400t(35.0%)増加した。

エ 畜産

平成31年2月1日現在における乳用牛の飼養頭数は2万4,400頭で、前年に比べ600頭(2.4%)減少した。

肉用牛は8万5,700頭で、前年に比べ1,400頭(1.7%)増加した。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率向上に向けた取組

米の消費拡大の取組

(ア) 米を中心とする食生活の普及

学校給食用等に係る取組として、引き続き政府備蓄米交付制度の周知を行うとともに、消費者の部屋において米・米粉についてのパネル展示と資料配布を行った。

(イ) 米粉食品の普及に向けた取組

全国に先駆けて平成14年に設立した「近畿米粉食品普及推進協議会」と連携し、米粉まつり2018「給食と米粉を考える」を開催し、シンポジウム、米粉料理教室を実施した。

イ 食の安全と消費者の信頼確保

(ア) 消費者行政の展開

消費者等から消費者相談窓口寄せられた相談件数は125件であった。

また、「消費者の部屋」を庁舎内外で37回実施したほか、小学生と保護者を対象に平成30年7月26日～27日にかけて「夏休み親子見学デー」を開催し、二日間で約400名が来場した。

さらに、食の安全や消費者の信頼確保のため、消費者や関係団体への正確でわかりやすい情報提供に努め、意見交換会等を6回、講師派遣出張講座5回、公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)西日本支部及び近畿地区生協府県連協議会との意見交換をそれぞれ1回行った。

(イ) 食品表示の監視体制の強化

農林水産消費安全技術センター等との連携の下、JAS法及び食品表示法に基づき、食品表示について一般調査等を実施した。

「食品表示110番」に寄せられた情報等620件のうち、疑義情報として取り扱う情報については、立入検査等を行った。

(ウ) 米穀の適正流通確保に向けた取組

食糧法遵守事項省令に基づき、用途限定米穀(新規需要米・加工用米等)の集出荷事業者や生産者等に対し、主食用等への横流れ防止を重点課題として巡回立入検査を、農産物検査法に基づき、管内の登録検査機関に対し巡回立入調査を実施した。

(エ) トレーサビリティ制度の推進による消費者の信頼確保

牛トレーサビリティ制度の適切な運用を図るため、生産段階については、耳標の装着や各種届出の状況等について立入検査等を実施し、耳標の装着が不十分な管理者に対して指導を行っ

た。流通段階では、食肉販売業者等に対して、個体識別番号の表示・伝達の状況や帳簿の備付けについて立入検査等及びDNA鑑定用の牛肉サンプルの採取を実施し、個体識別番号の表示・伝達等が不十分な業者に対して指導を行った。

米トレーサビリティ法に基づき、取引等の記録の作成・保存及び消費者等に対する産地情報伝達の履行状況確認のため、米穀事業者への巡回立入検査を実施し、違反する事実を確認した場合には指導を行った。

また、食品衛生協会等が実施する講習会の開催時にパンフレットを配布したり、消費者団体との意見交換会の場で制度説明するなど、米トレーサビリティ制度や食品トレーサビリティの普及・啓発を行った。

(オ) 農産物の安全性の確保

生産過程における農産物の安全性の確保のため、農薬の使用及び残留実態調査や、サーベイランス・モニタリング年次計画に基づくヒ素及びカビ毒の実態調査を実施した。

(カ) 肥料の適正流通に向けた取組

製造事業者に対し、肥料取締法に基づき、指定配合肥料に係る立入検査を実施し、不適切な表示等の指導を行った。

(キ) 重要家畜伝染病発生への対応

管内における高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)等の発生に備え、防疫実務演習、防疫机上演習等を実施した。

平成31年2月、愛知県での豚コレラ発生に伴う大阪府の関連農場へ、125名(6日間)の職員を防疫措置支援者として派遣した。また3月の愛知県での豚コレラ発生時には、68名(5日間)の職員を防疫措置支援者として派遣した。

ウ 食育の推進

(ア) 食と農林水産業への理解促進及び日本型食生活推進の取組

様々な農業体験等の取組を紹介し、農から食を考え、食や食に関わる人々への感謝の念や農林水産業への理解を深めるため、平成30年6月29日、食育月間の取組の一環として食育セミナーを開催した。

また、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の周知とともに、それを実践して広めていく取組について考える場として、平成30年10月2日、食育シンポジウムを開催した。

(イ) 「和食文化」の保護・継承に係る取組

近年、食の多様化等により、和食の存在感が

薄らぎつつある中、日本の食文化の特色である和食を子ども達・忙しい子育て世代に食べる機会を増やしていただくため、和食文化の保護・継承の一環として、平成30年11月27日、シンポジウムを開催した。

(ウ) 管内府県における取組の推進

管内府県の市町村食育推進計画の作成等の取組を促進するため、府県食育担当者会議を開催し、各府県の取組状況の共有と計画作成・見直しに当たっての留意事項の周知を図るとともに、「食料産業・6次産業化交付金」の活用により、府県等が実施する食育の取組を支援した。

(エ) 「未来につなぐ食育倶楽部」を中心としたネットワーク強化の取組

食育実践者が様々な課題に対して連携して活動することを目指した「未来につなぐ食育倶楽部」において、食育シンポジウム等の開催、月2回発行のメールマガジン及びWebサイトを活用し、管内の食育のイベント情報等を始めた食に関する情報発信を通じて、食育ネットワークの強化・拡大を図った。

大学及び民間事業者からの要請に応じ、講師派遣を行い、食育関係の講義等を通じて関係者との組織的な連携を強化した。

エ 農業の持続的発展に向けた取組

(ア) 人と農地の問題を解決するための取組

a 人・農地プランの作成状況

平成31年3月末現在における「人・農地プラン」の作成状況をみると、プラン作成予定の市町村数は159になり、そのうち既にプラン作成に至った地区のある市町村は99%の157市町村となった。

b 農地の利用集積の推進

担い手への農地集積・集約化を進めるため、平成26年度に府県段階に農地中間管理機構が設置された。

管内における平成30年度末の担い手に対する集積面積は6万8,156ha(前年度に比べ941haの増加)、集積率(耕地面積に占める集積面積の割合)は30.8%(前年度に比べ0.7ポイントの増加)となった。

また、平成30年度における農地中間管理機構の借入面積は2,105ha、転貸面積は2,258ha(うち新規集積面積496ha)の実績となった。

(イ) 米の需要に応じた生産・販売に関する取組

米政策改革の定着に向け、府県、農業再生協議会ほか関係機関と需要に応じた生産の推進に

係る意見交換を行うとともに、各府県拠点を中心に各地域協議会と一体となって、新規需要米、麦・大豆など主食用米以外の作物の本作化や高収益作物への転換に向けた取組推進を行った。この結果、平成30年度の管内における主食用米の作付面積は、99,460ha(同30ha減)となった。

(ウ) 経営所得安定対策等の推進

a 畑作物の直接支払交付金

平成30年度は、支払件数は1,723件(前年度比96.7%)で、交付金額は、41億4千万円(同94.7%)となった。

b 米・畑作物の収入減少影響緩和対策

平成30年度は、支払件数は557件(前年度比73.2%)で、補てん総額(国費と農業者拠出の計)は1億7千万円(同51.5%)となった。

c 水田活用の直接支払交付金

平成30年度は、支払件数は3万674件(前年度比81.9%)で、交付金額は114億5千万円(同97.8%)となった。

(エ) 多面的機能支払の推進

地域共同で農地・農業用水等の地域資源を効果的に保全する活動を支援する「農地維持支払」に対する管内での平成30年度取組状況は、管内全体では活動組織数4,004、取組面積12万haとなり、府県別割合をみると、滋賀31%、京都13%、兵庫42%の3府県で管内の86%を占め、活動組織数でもこの3府県で83%を占めた。

取組面積の農振農用地に占める割合は、管内全体では66%となり、府県別でみると、滋賀75%、京都67%、兵庫82%となった。取組面積を地目別でみると水田が88%を占めた。

水路、農道等の施設の軽微な補修、農村環境保全活動及び多面的機能の増進を図る活動を支援する「資源向上支払(共同活動)」に対する管内での取組状況は、管内全体では活動組織数3,505、取組面積11万haとなり、滋賀、京都、兵庫の3府県で管内の92%を占めた。

取組面積の農振農用地に占める割合は、59%となった。取組面積を地目別でみると水田が92%を占めた。

また、施設の長寿命化のための補修・更新の取組を支援する「資源向上支払(長寿命化)」に対する管内での取組状況は、管内全体では活動組織数2,334、取組面積6万6千haとなり、管内全体に占める府県別割合をみると、兵庫が60%、京都が22%を占めた。

取組面積の農振農用地に占める割合は、36%

となった。取組面積を地目別で見ると水田が90%を占めた。

(オ) 環境保全型農業直接支払交付金の推進

環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者の組織する団体等に対して支援する環境保全型農業直接支払交付金の支払状況は、実施面積で1万7,301ha(前年度比80%)となっており、全国の22%を占めている。

(カ) 鳥獣被害対策の推進

a 農作物の被害軽減に向けた取組

鳥獣による農作物被害の軽減のため、市町村等に対し、鳥獣被害防止総合対策交付金により捕獲体制の整備、侵入防止柵の設置及び食肉加工処理施設等の設置を支援するとともに、対策の担い手となる鳥獣被害対策実施隊の設置について働きかけを行い、平成30年10月時点では、107市町村(被害防止計画策定市町村の67%)において鳥獣被害対策実施隊が設置された。

また、南丹・北摂地域鳥獣被害防止対策連絡協議会(京都、兵庫、大阪)、大丹波地域サル対策広域協議会(京都、兵庫)及び宇陀・名張地域鳥獣害防止広域対策協議会(奈良、三重)では、府県域を越えた広域的な連携が図られている。

b ジビエ利用拡大の推進

シカやイノシシの一定規模の処理頭数を確保し、食品衛生管理の徹底に取り組みつつ、捕獲から搬送・処理加工、販売を繋げたビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの安定供給を行う先導的モデルとなる取り組みを行う地区として、「京都府・大阪府 京都丹波・大阪北摂地区」、「京都府中丹地区」、「兵庫県県内広域」、「和歌山県紀北地区」、「和歌山県古座川町」の5地区でジビエ倍増モデル整備事業を実施した。

(キ) 耕作放棄地解消の取組

優良農地や多様な農業者の確保と作付拡大を通じた不作付地の解消・耕地利用率の向上を図るため、平成30年度は耕作放棄地再生利用緊急対策交付金及び荒廃農地等利活用促進交付金を活用して11haの耕作放棄地を再生した。

(ク) 中山間地域等直接支払制度の推進

管内全体では、中山間地域等において、農用地を維持し多面的機能の確保を図るため2,126の協定が締結され、交付面積は2万5,044haで、地目別内訳は、田が1万4,147ha、畑が1万

841ha、草地在1ha、採草放牧地が54haとなった。

対象農用地面積に占める交付面積の割合は62.5%となった。

オ 農業の高付加価値化等の推進

(ア) 6次産業化・農商工連携の推進

近畿地域における6次産業化や農商工連携を推進するため、説明会等を開催し、「食料産業・6次産業化交付金」や「6次産業化サポート事業」、「農林漁業成長産業化ファンド」などの支援策を説明するとともに、6次産業化の推進に関する意見や要望の把握に努めた。

また、6次産業化等の取組の裾野を広げるため、農林漁業者団体や関係機関等で組織する「近畿産業連携ネットワーク連絡会議」として、交流会を開催し、農林漁業者と企業等の異業種との連携を推進した。

さらに、近畿産業連携ネットワーク連絡会議の構成員や近畿管内で6次産業化の取組を応援し、実践する部隊である近畿農業・農村6次産業化倶楽部員に対し、メールマガジンやフェイスブックを通じて農林漁業者と企業とのマッチングやイベント等に関する情報を定期的に提供した。

こうした取組もあり、管内の六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数は、平成31年3月末現在で382件となった。

また、管内の農商工等連携促進法に基づく連携事業計画の認定件数は、平成31年3月末現在で91件となった。

(イ) 地理的表示(GI)保護制度の推進

日・EU経済連携協定の適確な実施を確保するため、地理的表示法が一部改正されたことから、改正内容等の説明を行うため、流通・外食関係団体、行政、弁理士会等の関係者を対象に説明会を開催した。

また、登録生産者団体に対し、品質管理体制の確認を行った。

なお、平成31年3月現在、近畿農政局管内では、滋賀県の「近江牛」、京都府の「万願寺甘とう」、兵庫県の「但馬牛」及び「神戸ビーフ」、奈良県の「三輪素麺」、和歌山県の「紀州金山寺味噌」の6製品が登録されている。

(ウ) 地産地消の推進

食料自給率の向上に向けて、国産農林水産物・食品の消費拡大を図ることを目的に、その有効な取組として「地産地消」を取り上げ、地域

の創意工夫ある様々な地産地消の取組や国産農林水産物・食品の消費拡大の成果、課題の紹介を行うため、平成31年2月15日、フォーラムを開催した。

また、他の事業者の模範となる優秀な地産地消の取組に対して、同フォーラムにおいて、「地産地消等優良活動表彰授与式」を行い、近畿農政局長賞を計6団体に授与した。

(エ) 農林水産物・食品の輸出促進

農林水産省は、平成30年8月31日に、農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組もうとする農林漁業者・食品事業者等のサポートや交流機会の創出等を図る GFP コミュニティサイトを立ち上げた。近畿農政局では、近畿経済産業局や管内ジェトロ等支援機関と連携して11月から GFP 登録者のうち希望者に対する訪問輸出診断を開始し、30年度末の近畿管内の GFP 登録者は131件、訪問輸出診断は16回実施した。

平成30年度においても、関係機関及び事業者等で構成され、近畿農政局長を会長とする近畿地域農林水産物等輸出促進協議会や農政局主催の輸出セミナー&情報交換会(3回)、関係機関と連携した「食」輸出セミナー&情報交換会や「関西食の輸出促進施策合同説明会」等の開催を通じ、輸出促進に取り組み事業者への情報提供や意見交換等を行った。

輸出促進関係の補助事業については、輸出に取り組み事業者向け対策事業に関西・食・輸出推進事業協同組合の事業が採択され、産地間連携等による海外での販路開拓に取り組んだ。また、輸出環境整備緊急対策事業に株式会社マルト水産の事業が採択され、国際的認証資格取得に取り組んだ。

また、近畿農政局(大阪府拠点、兵庫県拠点を含む)では、平成23年3月の原発事故を受けて、諸外国等の求めに応じ発行している輸出証明書を2万5,347件発行した。

カ 地域資源を活かした農村の振興・活性化

(7) 再生可能エネルギーの推進

a バイオマス利活用の推進

平成21年に施行されたバイオマス活用推進基本法に基づくバイオマス活用推進計画(以下「地域推進計画」という。)については、平成26年度に兵庫県篠山市で策定され、平成30年11月までに地域推進計画等を公表した市町村は38市町村となっている。

一方、「バイオマス事業化戦略」(平成24

年9月策定)で提示された、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築に向け、平成30年度までに、管内5地区が選定されている。

b 再生可能エネルギー導入の推進

近畿農政局は、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に関して必要な情報提供や助言等を行う相談窓口を設置し、随時に制度の周知や事業実施に関わる相談対応活動を行った。

また、再生可能エネルギーの導入促進においては、再生可能エネルギー導入支援事業を3件実施した。

キ 農山漁村の活性化

農山漁村の活性化を推進するため、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画や実践活動を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用する山村の所得向上や雇用の増大に向けた取組、「農泊」を推進する取組等を行う63実施主体に対して、農山漁村振興交付金を交付し支援を行った。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進を図るため、関西経済界との懇談会等に参加するとともに、管内各府県部長との意見交換会等を開催し、幅広く意見交換を行った。

(5) 広報活動

近畿食料・農業・農村情勢報告や各種統計調査結果、食に関する情報等を公表(118回)するとともに、Web サイトによる政策情報、統計情報、イベント等の開催情報の提供と問い合わせに対する受付・回答を行った。

また、「近畿農政局アグリレーター(メールマガジン)」を月2回、紙媒体の「新鮮 mini 情報」を毎月発行し、農政の動きやイベント情報等のタイムリーな情報発信に努めた。

6 中国四国農政局

(1) 平成30年7月豪雨

ア 大雨の状況と農業関係被害

西日本付近に停滞した梅雨前線と台風7号の影響で暖かく非常に湿った空気が継続して流れ込み、6月28日から7月8日までの総雨量が四国地方で1,800mm、東海地方で1,200mm、九州北部で

900mm、近畿地方で600mm、中国地方で500mmを超えるところがあるなど、7月の月降水量平年値の2から4倍となる大雨となるところがあった。

気象庁では、7月6日から7月8日までの間に鳥取県、広島県、岡山県、愛媛県及び高知県を含む11府県に、大雨特別警報を発令し、最大限の警戒を呼びかけたが、河川の氾濫、土砂災害等が発生し各地で甚大な被害が発生した。

農林水産省が発表した、「平成30年7月豪雨による被害状況等について」(令和元年12月16日現在)では、全国の農業関係の被害額は1,719億円で、その内訳は、農作物及び農業用ハウス等の施設が300億円、農地・農業用施設が1,419億円となっている。

特に大きな被害を受けた岡山県、広島県、愛媛県において、公表されている農業関係被害額は、岡山県220億円(平成30年11月15日現在)、広島県491億円(平成30年11月12日現在)、愛媛県475億円(平成31年3月20日現在)となっている。

イ 復旧・復興への支援

平成30年5月20日から7月10日にかけて発生したこれら一連の豪雨災害については、平成30年7月24日に激甚災害の指定が閣議決定された。

農林水産省では農地・農業用施設の災害復旧事業等の促進、農業共済の迅速な損害評価と共済金の早期支払いの実施、災害関連資金の特例措置、農業用ハウス及び共同利用施設等の導入の支援、営農再開に向けた支援、被災農業者の就労機会の確保及び被災農業法人等の雇用の維持、農地・農業用施設の早期復旧等を支援する支援対策を公表し、復旧・復興に向けた取組の支援を行った。

特に柑橘園地に大きな被害を受けた愛媛県宇和島市へは、発災直後から平成30年12月までの間、農林水産本省、中国四国農政局及び愛媛県拠点の職員を常駐させ、情報交換を行うと共に要望や相談に対し迅速に対応し、営農の再開に向け支援を行った。

また、農業用ため池については、大きくは広島県で616箇所、岡山県では230箇所、愛媛県では187箇所が被災した。中国四国農政局では被災直後より、国自ら被災調査を実施し、応急対策が必要なため池を選定するとともに、各県等へ応急対策内容の技術的助言等を行った。

これらのため池のうち456箇所は、被災規模が一定程度であるため、国庫補助により災害復旧事業を実施している。その中で、二次災害防止対策

が必要なため池については、梅雨前までに応急対策工事を完了するよう助言等を行った。

さらに、農地・農業用施設の被害状況を把握し、災害復旧事業の技術指導等を支援するため中国四国農政局の技術系職員を延べ1,714人日派遣した。

農地・農業用施設では、被災県に対して、「査定設計書作成の効率化」、「査定前着工の活用」の促進を図る説明を行い、査定設計書作成に係る助言や、査定前着工申請に係る迅速な対応により、査定設計書の早期作成、農地等の早期復旧の促進に努めた。

(2) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成30年度の中国・四国地域の経済を主要項目別にみると、生産活動は、中国地域では、緩やかに回復している、四国地域では、緩やかに回復しつつある。

個人消費については、中国地域では、回復しつつある、四国地域でも、緩やかに回復しつつあると改善の動きがみられた。

また、雇用情勢は、中国地域では、着実に改善しており、人手不足感が一段と広がっている、四国地域でも、改善しており、人手不足感が広がっている。

イ 農業経営

平成30年の個別経営(農産物の販売を目的とする農業経営体1経営体当たり)の状況を全国農業地域別で見ると、農業粗収益は中国地域が290万7千円(対前年比100.0%)、四国地域が442万9千円(同101.9%)、農業経営費は中国地域が237万9千円(同108.3%)、四国地域が307万6千円(同105.7%)となった。

この結果、農業所得は中国地域が52万8千円(同74.2%)、四国地域が135万3千円(同94.2%)となった。

総所得は中国地域が407万4千円、四国地域が394万8千円となった。

農業依存度(事業等の所得に占める農業所得の割合)は、中国地域が26.7%、四国地域が61.1%となっている。

(3) 農業生産の動向

ア 水稻

平成30年産水稻の作付面積(子実用)は15万3,000haで、前年産に比べ1,200ha(1%)減少した。

10a 当たり収量は、田植期以降、一時的な低温や日照不足があったものの、おおむね天候に恵まれたこと等から504kg(作況指数100)となった。

この結果、収穫量は77万1,200tとなり、前年産に比べ2万3,600t(3%)減少した。

全国農業地域別にみると中国地域は519kg(作況指数101)、四国地域は473kg(作況指数98)であった。

イ 麦類

平成30年産4麦計(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦)の作付面積(子実用)は1万700haで、前年産に比べ300ha(3%)増加した。

10a 当たり収量は、小麦が298kg(前年産対比91%)、二条大麦が300kg(同87%)、六条大麦が172kg(同90%)、はだか麦が254kg(同98%)であった。

この結果、4麦計の収穫量は3万400tとなり、前年産に比べ1,800t(6%)減少した。

ウ 野菜

平成30年産トマトの作付面積は1,020haで、前年産に比べ20ha(2%)減少した。収穫量は4万7,100tで、前年産に比べ500t(1%)減少した。

平成30年産ブロッコリーの作付面積は3,450haで、前年産に比べ140ha(4%)増加した。収穫量は3万4,000tで、前年産に比べ4,800t(16%)増加した。

エ 果樹

平成30年産みかんの主産県(広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)計の結果樹面積は1万400haで、前年産に比べ300ha(3%)減少した。収穫量は17万6,300tで、前年産に比べ1万5,700t(8%)減少した。

平成30年産日本なしの主産県(鳥取県、広島県、山口県、徳島県、香川県)計の結果樹面積は1,310haで、前年産に比べ70ha(5%)減少した。収穫量は2万6,900tで、前年産に比べ2,800t(9%)減少した。

平成30年産ぶどうの主産県(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県)計の結果樹面積は2,030haで、20ha(1%)減少した。収穫量は2万3,600tで、前年産に比べ1,500t(6%)減少した。

オ 花き

平成30年産花きの主産県(切り花類：島根県、岡山県、徳島県、愛媛県、高知県、鉢もの類：島根県、岡山県、徳島県、高知県、花壇用苗もの類：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)計の作

付(収穫)面積は、切り花類が1,060ha、鉢もの類が37ha、花壇用苗もの類が123haであった。

カ 畜産

平成31年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は、1,020戸で、前年に比べ40戸(3.8%)減少した。飼養頭数は6万2,600頭で、前年に比べ200頭(0.3%)減少した。1戸当たり飼養頭数は61.4頭で、前年に比べ2.2頭(3.7%)増加した。

肉用牛の飼養戸数は3,320戸で、前年に比べ150戸(4.3%)減少した。飼養頭数は17万7,600頭で、前年に比べ300頭(0.2%)減少した。1戸当たり飼養頭数は53.5頭で、前年に比べ2.2頭(4.3%)増加した。

(4) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率の現状

平成29年度の管内各県の食料自給率のカロリーベース(概算値)は、4県(鳥取県63%、島根県67%、徳島県42%、高知県48%)が全国平均(38%)を上回り、5県(岡山県37%、広島県23%、山口県32%、香川県34%、愛媛県36%)が下回っている。

また、生産額ベース(概算値)では、上記4県に加え香川県、愛媛県も全国平均(66%)を上回る(鳥取県131%、島根県101%、徳島県122%、香川県93%、愛媛県112%、高知県170%)一方、3県(岡山県63%、広島県39%、山口県45%)が下回っている。

イ 地域との対話等農業施策への理解を深める取組
高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで5年後、10年後の展望が描けない地域が増えている中、集落、地域において徹底した話し合いを行い、人と農地の問題を解決するための将来の設計図となる「人・農地プラン」の作成を平成24年度から推進している。

プランの作成を一層推進するべく、中国四国農政局の職員が、市町村を訪問し担当者にとり組状況等のヒアリングを行い、意見交換等を行った。

中国四国管内のプランの作成予定数は、平成31年3月末現在、194市町村2,325プランとなっており、2,318プラン(99.7%)が作成済みとなっている。

合わせて、作成済みプランの見直しも推進し、平成29年度までに作成された193市町村2,225プランのうち、164市町村1,629プラン(73.2%)について見直しが行われた。

ウ 意欲ある多様な農業者の育成・確保

管内における認定農業者数は、平成30年3月末現在1万9,361(うち法人2,841)経営体と全国24万665(うち法人2万3,648)経営体の8.0%を占めており、主業農家に占める割合は、全国が64.8%であるのに対し、中国・四国地域は60.3%と低い状況にある。

中山間地域が大宗を占める中国・四国地域においては、小規模経営で高齢農家が多く、個別経営体による利用集積が困難であることから、集落営農の取組が盛んである。

また、農業経営の法人化は、経営の明確化、取引上の信用力の向上等、経営上のメリットが大きく、効率的かつ安定的な農業経営の確立に向けて有効であり、平成31年1月1日現在の中国・四国地域における農地所有適格法人数は2,274法人となっている。

このほか、農地を借受け農業経営に参入している企業などの一般法人は、中国四国地域で564法人(平成30年12月末現在)となっている。

新規就農者は、平成19年度までは600人前後で推移していたが、近年、雇用就農が注目されたことにより平成29年度は1,443人となっている。その内訳をみると、雇用就農者が709人、新規参入者が390人、経営継承者が156人、親元就農者等が176人となっている。

エ 担い手への農地集積・集約化

平成26年3月から農地中間管理事業の活用を柱に、担い手への農地利用集積・集約化を推進しており、管内における平成30年度末の担い手に対する集積面積は105,657ha(前年度に比べ2,328haの増加)、集積率(耕地面積に占める集積面積の割合)は28.3%(前年度に比べ0.9ポイントの増加)となった。

また、平成30年度における農地中間管理機構の借入面積は4,057ha、転貸面積は4,342ha(うち新規集積面積2,049ha)の実績となった。

オ 経営所得安定対策等

平成30年度の支払件数は、畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)が1,839件で前年度と比べ27件の減少、収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)が90件で前年度と比べ8件の減少、水田活用の直接支払交付金が4万4,306件で前年度と比べ1万3,168件の減少。

畑作物の直接支払交付金の支払数量は、麦が2万4,854t、大豆が2,645t、そばが295t、なたねが10tとなっており、麦、大豆は前年度を下回り、そば、なたねは前年度を上回った。

水田活用の直接支払交付金(戦略作物助成)の支払面積は2万2,787haで、前年度と比べ1,686ha減少した。

支払金額は、畑作物の直接支払交付金が36.4億円、収入減少影響緩和交付金が0.19億円、水田活用の直接支払交付金が186.5億円となった。

カ 需要に応じた生産・販売と水田フル活用に関する取組

(ア) 米の需要に応じた生産・販売と水田フル活用

米政策については、「未来投資戦略2018－Society5.0－」(平成30年6月15日閣議決定)において、「農業経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できるよう、きめ細かな情報提供や水田フル活用に向けた支援を行う等により、米政策改革の定着を図る。」と位置付けられ、各産地が主体的に作付けを判断し需要に応じた生産が行われるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組んでいる。

中国四国農政局では、貴重な生産装置である水田のフル活用を図り、食料自給率・自給力の向上を図ることが重要であることから、農政局及び各県域拠点担当者が直接出向き、県、農業者団体、市町村、農業法人協会会員等に対し、需要のある麦・大豆・飼料用米・稲発酵粗飼料など主食用米以外の作物の本作化や、収益性の高い野菜等への転換の推進を行った。

その結果、平成30年産においても、いずれの県でも生産者や集荷業者が自主的に何をどう作付するのか判断し、高収益作物や麦、大豆、飼料用米、稲発酵粗飼料などへの作付転換が行われ、主食用米についても、各生産者・産地の主体的な作付判断による作付けが行われた。

(イ) 米粉の利用拡大の取組

中国四国農政局では、米粉利用の更なる普及・定着を図るため、米粉関連団体等により構成される中国四国米粉食品普及推進協議会(以下「協議会」という。)と連携して、情報提供及び各種の普及啓発事業等を行った。

具体的には、平成30年7月に協議会と連携し「米粉利用拡大セミナー」(岡山県岡山市:33名参加、マスコミ関係1社)を開催、平成31年3月には、米粉パン製造事業者等を対象にした協議会主催の「米粉パン調理実演講習会」(岡山県岡山市:参加者24名)を後援、それぞれの会場で平成29年3月に農林水産省が公表した「米粉の用途別基準」及び「米粉製品普及のための表示に関するガイドライン」の周知を行った。

また、平成30年6月～平成31年1月の間、岡山県内で開催された米消費拡大関係イベントに計7回参画し、消費者を対象として、パネルの展示・パンフレットの配布などを行うことにより、米粉関連情報の提供を行った。

なお、米粉関連情報の提供を行っているメールマガジン「ココねっと通信」（購読者数：約3,500名）は、平成30年度9回配信した。

キ 日本型直接支払制度

(7) 多面的機能支払制度の推進

平成27年度から多面的機能支払制度を含む日本型直接支払制度が法律に基づいた安定的な制度として、地域の共同活動を支援することとなり、農地、水路及び農道の基礎的保全活動に4,500組織が14万6千haで取り込まれ対象農地の42%をカバー、地域資源の長寿命化を図る共同活動には2,145組織が9万3千haで取り込まれている。

中国四国農政局では、多面的機能支払により優良な取組を行っている組織を対象に農政局長表彰を実施しており、平成30年度は田布施町地域広域協定（山口県田布施町）が最優秀賞を受賞した。

また、平成31年1月に、「多面的機能支払中国四国シンポジウム in 星取県（鳥取県米子市）」を開催し、地域の優良な取組及び先進的な広域化の取組の紹介を行うなど、活動組織の情報共有と、対策の普及・啓発を図った。

(イ) 中山間地域等直接支払制度の推進

中山間地域等の条件不利農地において、担い手の育成等による農業生産活動の継続による多面的機能を確保することを目的に、国民の理解の下に中山間地域等直接支払交付金を交付している。

第4期対策が平成27年度に開始されており、管内9県の実施状況は、市町村促進計画を作成した178市町村の97%に当たる173市町村、協定数7,926協定、交付面積9万332haで交付金が交付され、農業生産活動等を行うことにより適正な農用地の維持・管理が行われている。

また、中国四国農政局では、中山間地域等直接支払により優良な取組を行っている集落協定を対象に農政局長表彰を行っており、平成30年度は吉延集落協定（高知県本山町）が最優秀賞を受賞した。

(ウ) 環境保全型農業直接支払制度の推進

環境問題に対する国民の関心が高まる中で、

我が国における農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、平成23年度から、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行う環境保全型農業直接支払交付金の交付を行っている。

平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として環境にやさしい農業に取り組む農業者団体等に対する支援となり、管内における平成30年度の実施面積は、3,719ha（対前年比91%）となった。

また、中国四国農政局では、環境保全型農業直接支払交付金の優良な取組に対する農政局長表彰を平成27年度に創設し、平成30年度は、中予有機農業研究会（愛媛県松前町、松山市）が最優秀賞を受賞した。

ク 都市と農山漁村の共生・対流

(7) 農山漁村振興交付金の推進

農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組、「農泊」を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進するため、地域での取組を行う93実施主体に対して、関係省庁と連携しながら、農山漁村振興交付金を直接交付し支援を行った。

また、山村の活性化を図るため、山村の地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援するため、18実施主体に対して農山漁村振興交付金（山村活性化対策）を交付し支援を行った。

(イ) 農福連携の推進

岡山地域での農業分野における障害者の雇用を促進するため、福祉、保健、労働、農業の各部署が連携した横断的な取組及び取組支援を行う組織として「岡山地域農業の障害者雇用促進ネットワーク」が発足。また、中国・四国地域の農業分野における障害者雇用の促進を図るため、農業関係者、福祉関係者、行政機関等を主な会員とした「中国四国農業の障害者雇用促進情報ネットワーク」の運営を開始した。

平成31年2月には、農業分野における障害のある人の雇用への理解を深めるため、「中国四

国ブロック農福連携推進シンポジウム」を開催した。

また、各県拠点が障害福祉サービス事業所等を訪問し(76箇所、延べ83回)、支援策の紹介による農・福のマッチング活動などを推進した。

ケ 農業生産基盤の整備等の状況

(ア) 農業の生産基盤の整備

中国四国管内は、耕地面積の72.7%が水田であり、30a程度以上の区画整備済面積の割合は43.3%、50a以上の区画整備済面積の割合は4.9%となっている(平成29年)。

平成30年度は、中国四国管内で国営かんがい排水事業6地区〔益田地区、揖屋地区(以上島根県)、吉井川地区、小阪部川地区、(以上岡山県)、香川用水二期地区(香川県)、南予用水地区(愛媛県)〕、国営総合農地防災事業2地区〔吉野川下流域地区、那賀川地区(以上、徳島県)〕、直轄地すべり対策事業1地区〔高瀬地区(高知県)〕及び国営緊急農地再編整備事業3地区〔宍道湖西岸地区(島根県)、南周防地区(山口県)、道前平野地区(愛媛県)〕において事業実施した。

また、中国四国農政局では、国営土地改良事業地区において、生産技術や農業経営の面から創意・工夫を凝らした意欲的な営農を行って、事業の推進に功績のあった方々を対象に表彰し、その業績を広く紹介することで、国営土地改良事業の円滑な推進を目的に農政局長表彰を実施しており、平成30年度は国営緊急農地再編整備事業「南周防地区」の1組織、国営かんがい排水事業「道前道後平野地区」の1組織が受賞した。

(イ) 荒廃農地解消対策の推進

荒廃農地を再生利用する取組やこれに付随する施設等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総括的・包括的に支援する「耕作放棄地再生利用緊急対策」(H21～)及び「荒廃農地等利活用促進交付金」(H29～)を実施している。

平成30年度には、74地区で、荒廃農地の再生作業(21ha)や土壌改良、施設の整備、営農再開が取り組まれた。

中国四国農政局では、山口、徳島、愛媛県及び2市町に対し、対策全般の内容説明や取組要請活動を実施した。

また、地域に出向き聞き取り調査を行い、地域の実情に即した効果的な取組ができるよう、取組主体別にとりまとめた事例集・逆引きマニ

ュアルを作成・更新し、県・市町村等に配布すると共にWebサイトに掲載した。

コ 鳥獣被害防止対策の推進

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき被害防止計画を作成した市町村は、平成30年10月末現在で、196市町村である。

また、被害防止対策を地域ぐるみでより効果的かつ効率的に実施するために設置を推進している「鳥獣被害対策実施隊」は、平成30年10月末現在で、管内全市町村の8割以上にあたる175市町村で設置された。

更に、野生鳥獣による農林水産業被害が深刻化するなか、この状況を打破するため、ジビエ利用量を倍増する目標を掲げており、中国四国管内では、平成29年度に選定されたジビエ倍増モデル地区(鳥取県東部地区、岡山県美作地区及び徳島県県内広域地区の3地区)が円滑に活動を開始できるよう支援を行った。

中国四国農政局では、効果的な被害防止対策の普及・拡大を目的として、中国地域と四国地域に設置している「野生鳥獣対策ネットワーク」の現地検討会や中国四国地域鳥獣被害対策優良活動表彰の取組を通じて、工夫した取組事例や新技術等についての情報共有や意見交換を行った。

サ 食の安全及び消費者の信頼確保の取組

(ア) コミュニケーションの円滑な推進等

消費者の信頼確保、食や農林水産業への理解増進及び食と農の結びつきの強化を図るため、管内9県において「国産農林水産物の需要拡大」等をテーマに、消費者団体等との意見交換会を開催するとともに、若年層における食料自給率などの農林水産施策への理解の醸成や食への関心を高めるため、管内2大学(鳥取大、香川大)において、農学部学生との食に関する意見交換会を開催した。

また、管内消費者団体等に対し、食の安全等に係る情報の提供を行うとともに、消費者等に食の安全や食料自給率、農業・農村等に関する事項について、正しい情報を分かりやすく提供する「食と農の知っ得講座」を管内で11回(延べ618人)開催した。

(イ) 食品表示の適正化

a 表示状況の監視

小売店舗や中間流通業者等における食品表示の状況を監視するため、職員が日常的に小売店舗等を巡回して食品表示法、JAS法及び

牛トレーサビリティ法(以下、「食品表示法等」という。)に基づく調査を実施した。

また、商品を買上げ、DNA分析等の科学的手法を用いて品種や産地が表示内容と一致しているか確認を行った。

さらに、食品の偽装表示や不適正な食品表示に関する情報等の受付窓口である「食品表示110番」等を活用し、広く一般消費者等から情報提供を受け付けた。

これら各種の調査や一般消費者等からの情報提供により表示違反の疑いが生じたときは、立入検査等を実施し、表示違反が確認された場合には食品表示法等に基づく措置(指示1件、指導37件)を行った。

b 関係機関との連携

中国四国地域における食品表示関係行政機関等が互いに情報・意見交換を行うため、「中国四国地域食品表示監視連絡会議」を開催した。

また、各県段階でも「食品表示監視協議会」を開催し、県警本部を含む関係機関との連携強化、情報の共有化を推進した。

さらに、国土交通省中国運輸局及び四国運輸局の参加を得て「食品表示法及び日本農林規格等に関する法律と倉庫業に関する中国四国地域連絡会議」を開催するなど、国の関係機関との情報・意見交換を行った。

c 加工食品の原料原産表示制度への対応

全ての加工食品に原料原産地表示を義務付ける改正食品表示基準について相談窓口において制度の理解不足に起因する不適正表示の防止等のため80件の相談対応を行うとともに、平成30年度からは、管内の食品関連事業者の団体等の要請に応じ講師派遣を行った。

(ウ) 農畜水産物の安全確保に向けた取組

a 農薬等の使用状況の調査点検等

農薬や飼料添加物などの適正使用を推進するため、生産者に対する農薬の使用状況等調査、家畜飼養農家に対する飼料使用状況等調査等の調査を通じた点検・指導を実施した。

また、ペットフードの安全確保のため、販売業者等に対する立入検査等を実施した。

b 特定家畜伝染病への対応

平時から局内において緊急連絡及び防疫作業支援について体制を整備し、発生時対応訓練等に取り組んでおり、平成30年9月、国内で26年ぶりに発生したCSF(豚コレラ)につい

ては、情報収集を行い関係者と情報共有及び連携強化を図っている。

c 牛トレーサビリティ制度の適切な運営

BSE(牛海綿状脳症)のまん延防止と牛肉に対する消費者の信頼を確保するため、牛の管理者及びと畜者等に対して巡回調査等を行い、本制度の適切な運営に努めた。

(エ) 米穀の適正流通確保に向けた取組

米穀の適正流通確保のため、米トレーサビリティ法、食糧法及び農産物検査法に基づき、自らとう精等を行い袋詰米穀を製造・販売する、又は、食料品を製造・販売する米穀事業者を重点に、米穀事業者、用途限定米穀取扱業者及び登録検査機関等に対し立入検査等を実施し、違反が確認された場合は指導を行った。

このうち、平成30年度は米トレーサビリティ法に基づく措置(指導3件)を行った。

また、米トレーサビリティ制度の普及・啓発の取組の一環として、岡山県内の高校6校を対象に制度の認知度向上の取組を行うことにより、高校生自らによる販売実習・イベント等での消費者へのリーフレットの配布、産学官連携による新たな商品開発の取組み等、高校と連携し本制度の周知を行った。

シ 食育の推進

平成30年6月に「食育月間」の取組として、「消費者の部屋」特別展示、管内公共機関等におけるパネル展示や中国四国農政局「弁当の日」を実施したほか、倉吉市で和食文化を次世代に継承することを目的とした食育交流会を開催し、「和食文化の継承～みそ汁からはじめよう～」をテーマに映画の上映、グループワークを行った。

また、平成30年11月には高松市で食育交流会を開催し、「和食文化の継承と健全な食生活」をテーマに学識経験者による講演、第2回食育活動表彰受賞団体による事例発表及び意見交換を行った。

さらに、農林水産業についての知識や理解を深めるため、農林漁業体験の少ない学生を対象に農林漁業体験施設とのマッチング支援を行った。

また、「中国四国食育ネットワーク」会員のイベント情報や食育に関する情報などについてメールマガジン等による発信を行った(平成31年3月末ネットワーク会員数：208団体(個人))。

ス 農林水産物・食品の輸出促進の取組

管内の地方公共団体、農業関係団体、水産業関係団体、食品産業関係団体、経済団体、ジェトロ

等関係機関、各省地方支分部局で構成する中国四国地域農林水産物等輸出促進協議会の活動を通じ、農林水産物・食品の輸出促進取組等に係る関連情報の共有や意見交換等を行った。

また、商社担当者による「HOW TO 海外展開」と題した基調講演及び輸出に取り組む優良事業者を対象とした中国四国農政局長賞の表彰式典に加え、初めての取組として、農林水産・食品事業者と地域商社のマッチングを目指した「商談会」、及び支援機関との「個別相談会」を含む、中国四国地域輸出フォーラム 2019 を開催した。

加えて、当局に設置する輸出相談窓口には、輸出に取り組む事業者や自治体等から、輸入規制、輸出に関する手続き、検疫関係、輸出先国情報の入手手段、補助事業等国の支援策及び輸出先国が求める残留農薬基準等多数の相談が寄せられ、関係機関と連携して迅速・的確な対応に努めた。

セ 6次産業化の推進

6次産業化の推進に当たっては、中国四国農政局及び県拠点に相談窓口を設置するとともに、県6次産業化担当者及び県サポート機関等、支援人材等と連携し、地域の6次産業化の取組に対する総合的なサポートを行った。

また、農林漁業成長産業化ファンドの積極的な活用に向け、A-FIVE と意見交換を行うとともに、6次産業化推進協議会等の機会を捉えてファンドによる出資等支援について説明を行った。

六次産業化・地産地消費に基づく「総合化事業計画」は、平成30年度18件の認定を行い、累計303件(ファンド認定20件を含む)となっている。また、「研究開発・成果利用事業計画」は累計2件となっている。

「総合化事業計画」認定事業者のフォローアップでは、総合化事業計画の進捗状況及び経営状況を把握・分析し、関係機関との協議を経て対応方針を決定し、課題解決・経営改善を図った。

農林漁業と他産業との新たな連携については、中国、四国各経済産業局との共催により、広島市と高松市において「6次産業化・農商工連携フォーラム」を開催し、6次産業化・農商工連携等の更なる推進を図った。

ソ 地理的表示保護制度の推進等

地理的表示保護制度の活用促進に向け、各県1産品以上の登録を目指し、同制度の活用を検討している地域(団体)等に対して制度説明や登録への働きかけを行うことにより、登録候補産品の掘り起こしを行った。

その結果、中国四国地域では、平成30年12月27日に「大山ブロッコリー」「こおげ花御所柿」(いずれも鳥取県)が登録された。(累計9産品登録。)

また、登録生産者団体に対して、品質管理体制の検査を行った。

タ バイオマス活用の推進

バイオマス活用の推進を図るため、バイオマス産業都市構想の策定等に向けて、県、市町村及び関係者に対して、情報提供及び補助事業等の情報提供支援を行った。

その結果、鳥取県北栄町が、平成30年11月に新たにバイオマス産業都市に選定された。(平成25年度から平成30年度までに中国・四国地域の10市町村がバイオマス産業都市に選定)

チ 再生可能エネルギーの推進

再生可能エネルギー活用の推進を図るため、平成26年5月に施行された「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(以下「再エネ法」という。)の普及啓発を行った。

具体的には、再エネ法の活用状況を把握するために実施した全市町村アンケートを基に、再エネ法に関心のある市町村について個別の周知を行うとともに、関係省庁及び県等が主催する会議等に参加し、再エネ法の推進を行った。

なお、平成26年度から平成30年度までに中国・四国地域の9市町において基本計画が作成されている。

ツ 「スマート農業」の推進

農業者の高齢化や新規就農者の減少により農業の担い手が不足し、特に中山間地域などでは耕作放棄地の増加、農作物の鳥獣被害などの問題も深刻化している。次世代の担い手を確保し、地域農業を守るためには、生産性の飛躍的な向上、省力的生産技術の導入、高品質・安定生産技術の導入、新規就農者への栽培技術の継承等が課題となっており、近年発展が著しいロボット、AI、IoT等の先端技術を活用した「スマート農業」に期待が寄せられているところである。

このため、農林水産省においては、これらの最先端技術を生産現場に導入・実証して社会実装を進める「スマート農業関連実証事業」を実施しており、管内においても平成30年度に7県10地区(課題)が採択されたところであり、中山間水田の省力技術体系をはじめとしたスマート農業技術の導入・実証が行われているところである。

一方、中国地域の地方行政機関で構成する「中国地域における Society5.0 の実現に向けた連携・協力会」に当農政局も参加し、スマート農業の推進に向けて、情報提供や予算の活用など省庁間の垣根を越えた支援に取り組んでいくところである。

(5) 関係機関との連携強化

県庁所在地に配置されている各県域拠点及び本局各部・室は地域農政の円滑な推進及び農業施策の浸透を図るため、関係省庁地方機関、管内各県、農業関係団体、食品産業団体等と連携し、各事業の啓発、情報交換を行った。

また、中国四国農政局又は県域拠点の幹部職員が管内の大学に出向き、次代を担う大学生に中国四国地域の農業の現状等を説明(26回)するなど、各般の取組を実施した。

(6) 広報活動

地方公共団体、農業団体、消費者団体等への情報提供を通して地域農業の活性化を図るため、管内の食料・農業・農村の現状及びその中での各種施策効果並びに問題点等を分析・検証した「中国四国地域をめぐる事情」を作成した。

また、一般国民向けには、管内の農業概要、主要事業及び取組事例を図表や写真等により紹介した「中国四国農業のしおり」を作成したほか、「News Letter」等の広報誌を発行した。

ア インターネットの活用

中国四国農政局 Web サイトは、農林水産省の重要施策や中国四国農政局の取組をはじめ、統計情報、イベント等について、情報発信を行った。

中国四国農政局メールマガジンは、「中国四国あぐりレター」を毎月5日、20日に発刊(26回)し、約5,500人に配信している。また、あわせて、「中国四国米粉利用推進ネットワーク(ココねっと通信)」(9回)、「中国四国食育ネットワークメールマガジン」(19回)、「香川びっぴ通信」(25回)の各メールマガジンを配信した。

イ 報道機関への情報提供

管内9県の主要な報道機関に対し、プレスリリース等を実施し、迅速な情報提供を行った。

また、報道機関との連携を強化するため、山口県及び徳島県の両県拠点において担当記者と意見交換会を開催した。

ウ 消費者の部屋

中国四国農政局の「消費者の部屋」では、局内関係部室及び管内関係機関の協力により、農林水

産業に関する幅広いテーマを取り上げた展示(18回)を行い、消費者に情報提供を行った。

さらに、より多くの消費者に情報提供を行うため、管内の各種イベント会場及び地方公共団体のコミュニティ施設や図書館等において「移動消費者の部屋」を開設(17回)するとともに、局内各部室が主催するイベント等での連携展示(1回)を行った。

7 九州農政局

(1) 霧島山(えびの高原(硫黄山)周辺)の噴火

噴火による農業関係被害と支援

えびの高原の硫黄山では、平成30年4月19日に250年ぶりに噴火が発生し、噴火後に赤子川、長江川、川内川水系で河川の水が白濁し、環境基準を上回るヒ素などの重金属類が検出された。

このため、これらの河川から取水する宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市、湧水町の水田では、今期の稲作を断念し水稲作付けを行わないことを決定した。

農林水産省は5月23日に支援対策を決定し、水稲作付けができない地域においては、飼料作物や大豆といった他作物への転換を進めるなどの対応策を図り、九州農政局は決定された支援対策の説明会や各県との協議を繰り返し行い、農業者が営農継続できるように対応した。

(2) 九州北部豪雨

九州北部豪雨からの復旧・復興

平成29年7月5日、対馬海峡付近に停滞した梅雨前線に向かって暖かく非常に湿った空気が流れ込んで線状降水帯が形成され、同じ場所に猛烈な雨が継続して降ったため、記録的な大雨となり、九州で初めて福岡県、大分県に大雨特別警報が発表された。

農林水産省が発表した、九州北部豪雨を含む「平成29年台風第3号及び梅雨前線による6月30日からの大雨による被害状況」(平成30年10月30日現在)では、全国の農業関係の被害額は662億円で、農作物及び農業用ハウス等の施設が97億円、農地・農業用施設が565億円となっている。

甚大な被害を受けた、福岡県朝倉市における災害復旧事業対象農地761haのうち平場農地549haは、平成31年1月末までに復旧が完了し、河川沿いの農地149haは、河川復旧工事にあわせて平成31年(令和元年)度中に工事着工を予定している。山間部の63haは、施工同意を得たところから、順次工事発注

を行う。

農業用施設における、農業用ため池は、35箇所のうち32箇所で31年(令和元年)度中の完了を目指しており、水路、農道等についても、早期復旧等らむけて検討、助言・指導を行っている。

(3) 熊本地震

熊本地震からの復旧・復興

平成28年4月14日及び16日に発生した熊本地震では、熊本県熊本地方、阿蘇地方、大分県中部を中心に農地や農業施設等に大きな被害を受けた。農林水産省が発表した農業関係の被害額は熊本県を中心に1,299億円(平成30年10月10日現在)となっている。

各地域で復旧・復興に向けた取組が行われており、熊本市秋津地区(172ha)、阿蘇市阿蘇谷地区(68ha)の農地では地割れや陥没などが発生し、復旧工事が行われている。本地区では原形復旧だけでなく大区画化や担い手への農地集積、汎用化(排水対策)による所得向上を目指した未来につながるほ場整備に取り組んでおり、阿蘇谷地区では平成31(2019)年4月に完了し、秋津地区では令和元(2019)年12月の工事完了予定となっている。

また、南阿蘇村乙ヶ瀬地区(26ha)の農地では、被災農地の復旧と併せて狭小かつ不整形な周辺農地を含めたほ場整備を行っており、はくさい、たかな、さといもなどの高収益作物の導入も併せて創造的復興に取り組む、令和2(2020)年9月に工事完了を目指している。

(4) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

九州経済の動向をみると、平成30年度の鉱工業生産指数(平成27年基準)は、食料品工業、電気・情報通信機械工業、電子部品・デバイス工業などが前年に比べ低下したものの、四輪自動車部品、軽・小型乗用車等の輸送機械工業や窯業・土石製品工業、鉄鋼・非鉄金属工業などが上昇したことから、前年比で生産が0.4%上昇した。

雇用情勢は、人材確保に向けた意欲的な動きから、有効求人倍率が引き続き上昇し続けている。県別では、熊本県が復興需要等により他県に比べ最も高い水準で推移した。

個人消費は、熊本地震の影響による売上の落ち込みからの反動増に加え、株高による資産効果やインバウンド客の増加などで持ち直しの動きがみられた前年に比べ、伸び率の低下が見られた。

イ 農業産出額

平成30年の九州の農業産出額(都道府県別)は、1兆7,856億円で、主に野菜(葉茎菜類、根菜類)、豚、鶏卵等の価格が低下したことから、前年に比べ500億円(2.7%)減少した。

全国の農業産出額(都道府県別の合計)に占める九州の割合は19.6%となっている。

ウ 農業経営

平成30年の九州における1経営体当たり農業所得を営農類型別にみると、水田作経営で75万4千円(前年比111.4%)、畑作経営で166万4千円(同68.9%)、露地野菜作経営で183万1千円(同108.0%)、施設野菜作経営で641万8千円(同100.0%)、果樹作経営で221万6千円(同136.7%)、酪農経営で1,006万4千円(同70.4%)、肉用牛経営で491万7千円(同77.7%)となった。

(5) 農業生産の動向

ア 水稲

平成30年産水稲の作付面積(子実用)は、16万400haで、前年産に比べ2,700ha(2%)減少した。

10a当たり収量は、梅雨明け以降高温・多照に経過したものの、9月中旬以降の日照不足により登熟が抑制されたこと等から512kg(作況指数102)となった。

このため収穫量(子実用)は、82万1,300tとなり、前年産に比べ1万600t(1%)減少した。

このうち、早期栽培水稲は、幼穂形成期から出穂期にあたる5月下旬から6月中旬にかけて日照時間が平年を下回ったものの、7月中旬以降は平年を上回って経過したことから、作柄は「平年並み」となった。

普通栽培水稲は、全もみ数が、梅雨明け以降高温・多照で経過し、福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県は「多い」、大分県及び宮崎県は「やや多い」となった。鹿児島県については、幼穂形成期の日照不足等の影響で「やや少ない」となった。

登熟は、鹿児島県を除く6県については全もみ数が「多い」ないし「やや多い」ことによる相反作用及び9月中旬以降の日照不足等から「やや不良」、鹿児島県については、全もみ数が「やや少ない」ことによる補償作用及び一部地域において9月中旬から10月上旬にかけて気温日較差が大きくなったことから「やや良」となった。

このことから、作柄は、福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県は「やや良」、大分県、宮崎県及び鹿児島県は「平年並み」となった。

以上の結果、九州の作柄は「やや良」となった。

イ 麦

平成30年産4麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦)の作付面積(子実用)は、前年産に比べ900ha増加し5万6,300ha(前年産対比102%)となった。

収穫量は、前年産に比べ1万9,600t増加し18万6,800t(同112%)となった。

ウ 大豆

平成30年産大豆の作付面積(乾燥子実)は、前年産に比べ300ha減少し2万1,400ha(前年産対比99%)となった。

収穫量は、前年産に比べ2,100t減少し3万2,600t(同94%)となった。

エ かんしょ

平成30年産かんしょの主産県(熊本県、宮崎県、鹿児島県)計の作付面積は、1万6,700haとなった。

収穫量は、39万600tとなった。

オ 野菜

平成30年産トマトの作付面積は、前年産に比べ30ha減少し2,240ha(対前年産比99%)となった。

収穫量は20万7,000t(同104%)、出荷量は19万6,800t(同105%)となった。

平成30年産キャベツの作付面積は、前年産に比べ30ha増加し5,990ha(同101%)となった。

収穫量は20万5,300t(同108%)、出荷量は18万3,700t(同109%)となった。

平成30年産きゅうりの作付面積は前年産に比べ10ha減少し1,730ha(同99%)となった。

収穫量は11万9,800t(同98%)、出荷量は11万900t(同98%)となった。

カ 果樹

平成30年産みかんの結果樹面積は、前年産に比べ400ha減少し1万2,300ha(前年産対比97%)となった。

収穫量は、前年産に比べ600t減少し24万2,900t(同100%)となった。

平成30年産くりの主産県(福岡県、熊本県、大分県、宮崎県)計の結果樹面積は、3,870haとなった。

収穫量は、3,570tとなった。

平成30年産日本なしの主産県(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県)計の結果樹面積は、前年産に比べ60ha減少し1,490ha(同96%)となった。

収穫量は、前年産に比べ1,400t減少し3万100t(同96%)となった。

キ 茶

平成30年産茶の主産県(福岡県、佐賀県、長崎

県、熊本県、宮崎県、鹿児島県)計の摘採面積は、前年産に比べ100ha減少し1万2,900ha(対前年産比99%)となった。

荒茶生産量は、前年産に比べ1,600t増加し3万7,100t(同105%)となった。

ク 畜産

平成31年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は、前年に比べ50戸減少し1,470戸(前年対比97%)、飼養頭数は前年に比べ1,200頭減少し10万5,300頭(同99%)となった。

肉用牛の飼養戸数は、前年に比べ800戸減少し2万400戸(同96%)、飼養頭数は前年に比べ1万2,500頭増加し91万3,600頭(同101%)となった。

(6) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 担い手の確保及び農地集積

(ア) 担い手の確保

平成31年3月末現在の認定農業者数は4万6,686経営体(うち法人4,908経営体)で、全国23万9,043経営体の19.5%を占めている。

平成31年2月1日現在の集落営農数は2,337となり、前年に比べ78減少した。このうち、法人の集落営農数は32増加して771(前年比110%)となり、集落営農数全体の33%を占めている。

農業経営の法人化は、経営の明確化や信用力の向上等を背景に増加傾向にあり、平成30年12月末現在の農地所有適格法人数は3,222法人(※概数)となっている。

また、農地の貸借により農業経営を行う一般法人は、平成30年12月末現在で305法人であり、貸借による参入が可能となった21年改正農地法の効果が着実に現れている。

平成30年度の新規就農者数は2,956人(各県調べ)で、内訳は、新規雇用就農者1,588人(53.7%)、新規参入者601人(20.3%)、Uターン及び新規学卒者767人(25.9%)となっている。

(イ) 「人・農地プラン」の推進

我が国の農業・農村は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など人と農地の問題に直面しており、5年後、10年後の将来展望が描けない地域が増えている。

このような中、平成24年度から各地域の人と農地の問題を解決するため、集落・地域の関係者による徹底的な話し合いが行われ「人・農地プラン」の作成が各地で進められており、平成31年3月末現在で、228市町村の3,100地域でプランが作成された。

(ウ) 農地集積の状況

担い手への集積面積は、平成30年度末には25万8千haとなり、農地集積率は48.7%と全国平均(56.2%)を下回っているものの、都府県平均(44.1%)を上回っている。

また、平成30年度の農地中間管理機構の借受面積は6,623ha(累計3万4,688ha)、転貸面積は7,176ha(累計3万4,574ha)となっている。

(エ) 女性の能力の活躍推進

基幹的農業従事者(24万5千人)の42%(10万2千人)を占める女性は、九州の農業や地域の活性化において重要な役割を果たしている。

このため、農業委員会・農協等の政策・方針決定過程への女性参画促進の要請や農山漁村男女共同参画セミナーを行って、女性の活躍を推進している。

イ 経営所得安定対策等の取組

平成30年度経営所得安定対策等の交付金支払件数は、7万8,879件となり、29年度の支払件数に比べ6万8,274件の減少となった。

経営形態別にみると、個人7万5,931件(前年度比52.7%)、法人1,958件(同101.4%)、集落営農990件(同83.8%)となり、法人で増加し、個人と集落営農で減少した。

畑作物の直接支払交付金は、平成27年産から認定農業者等の担い手を対象に規模要件を課さずに実施しており、支払数量は、麦が16万4,030t、大豆が3万572t、そばが667t、なたねが65tとなった。

水田活用の直接支払交付金における戦略作物(基幹作物)の支払面積は、麦は3,088haで19ha(前年度比99.4%)、大豆が1万9,591haで247ha(同98.8%)、飼料用米が6,638haで345ha(同95.1%)と減少したものの、飼料作物が1万1,622haで117ha(同101.0%)、WCS用稲が2万4,276haで430ha(同101.8%)、加工用米が2,752haで92ha(同103.5%)と増加した。

ウ 農畜産物の生産振興及び消費拡大

(7) 米

平成30年産米については、全県において生産の目安の面積換算値の範囲内での作付けとなった。また、新規需要米の取組計画の認定面積は3万1,836haで29年産に比べ39ha(0.1)の増加となった。このうち、稲発酵粗飼料(稲WCS)用稲は、前年産より437ha増加し、全体の77%を占めた。

米の消費拡大に向けた取組については、各種

イベントにおいてパネル展示を行い、朝ごはんの習慣化等を推進するとともに、米粉の普及推進の取組として、九州米粉食品普及推進協議会等との連携により、米生産に係る関係者と米粉を製造する事業者や米粉製品を利用する方々の交流を目的とした利用拡大セミナーや、グルテンフリーの米粉製品に着目して、アレルギーの専門家(医師)、管理栄養士、「グルテンフリー」の米粉製品製造者を講師として、アレルギーの基礎知識、アレルギー対応の米粉レシピの紹介等の講演会を開催した。

(イ) 麦

管内各県で開催されている民間流通麦地方連絡協議会(30年7~8月)では、実需者の購入希望数量と生産者の販売予定数量の状況について意見交換を行い、需要に応じた適正な品種構成と単収向上による安定生産を行うことで、需給の逆ミスマッチの是正に向けて努力していくことが話し合われた。

また、九州沖縄農業研究センターで開催された平成30年度九州農業試験研究推進会議水田作推進部会麦技術検討会議(30年9月)では、管内各県における麦の育成品種の検討状況や今後の育種の方向性、麦作における地力向上(収量と土壌の関係、リン酸とカリの肥沃度など)、新品種導入に係る取組事例、追肥重点型多肥栽培などの技術の紹介等が行われた。

(ウ) 大豆

九州地域の大豆については、近年梅雨時期の長雨による播種の遅れや、収穫期の降雨による品質低下の影響等に伴い収量の減少が続いており、全国的にも単収低下が課題となっている。

このため、適期播種や排水対策をはじめとする基本技術の励行を行い、需要に即した高品質な大豆の安定生産を促すため、管内の生産者団体や各県の大豆生産振興担当者等を対象に大豆栽培技術検討会(30年10月)を大分県で開催し、農研機構中央農業研究センターから大豆の多収化のための方策等の報告や、農業者団体、管内各県(行政・普及・試験研究)、農研機構及び実需者団体等との意見交換を行い、九州産大豆の現状と課題の把握や、各地域での取組の推進を図った。

(エ) 野菜・果樹

野菜については、競争力のある生産供給体制の確立等を図ることを目的に、野菜の産地強化計画の策定を推進し、平成28年度から平成30年度ま

での策定期間中に455産地で策定された。

支援事業として、消費者・実需者のニーズに対応した野菜の安定供給体制を構築するため、低コスト耐候性ハウス、集出荷貯蔵施設等の整備を支援した。また、集出荷貯蔵施設の再編利用に対して支援するとともに、わが国の施設園芸の生産性向上と野菜等の周年安定供給を図っていくため、高度な環境制御、地域資源エネルギー、雇用型の生産管理により高い生産性を実現する次世代施設園芸の地域展開の取組を支援した。

果樹については、目標や取組を具体的に定めた果樹産地構造改革計画が、平成31年3月末までに91産地で策定された。

これらの取組を支援するため、光センサー等の高性能選果機を導入した集出荷貯蔵施設や加工施設、低コスト耐候性ハウス等の生産技術高度化施設の導入等への支援を進めた。さらに、優良品目・品種への転換、園地整備等の支援や改植後の未収益期間に対する支援を推進し、果樹農業の経営安定と果実生産出荷の安定化を図った。また、各地域の果樹産地協議会等と農地中間管理機構が連携した担い手への農地集積等を促進するため、九州各県でモデル地区を選定し取り組んでいる。

(イ) 花き・茶

花きについては、関係団体で構成する九州花き振興協議会の総会及びシンポジウム等において、花きに関する情報を発信した。また、新たな花きの需要期を創設するため、九州花き振興協議会主催の「いい夫婦の日」(11月22日)と「バレンタインデー」に実施されているイベント「大切な人への花にそえる一行メッセージ」を協賛し、「大切な人への花にそえる一行メッセージ」を広く募集した。

茶については、消費者ニーズの変化や輸出に対応した茶の加工・流通体制の確立に向け、荒茶等の加工施設の整備を支援した。また、茶関係団体等と共にお茶文化振興等のためのイベント『ティーロード九州「聖福寺献上茶壺式典」』等に取り組んでいる。九州農政局では、九州管内の様々な新茶を楽しんでいただくキャンペーン「九州の新茶をどうぞ！」(平成30年5月7～18日)を実施した。さらに、茶改植等支援事業で、産地ぐるみで改植等を行った場合の未収益期間及び改植経費に対する支援を実施した。

(ロ) さとうきび・でん粉原料用かんしょ

さとうきびについては、度重なる台風により、

倒伏や塩害が発生したため、次年産に向けた地力増進対策や病害虫防除対策等による生産回復・増産に向けた取組を支援したほか、農業機械等のリース支援を継続的に実施した。

でん粉原料用かんしょについては、高品質でん粉の製造技術等の確立に向けた取組や、かんしょ生産の省力化や安定的な生産体制の確立に向けて収穫機械等のリース導入支援を行った。

(キ) 畜産

近年の畜産・酪農をめぐる情勢は、畜産農家戸数・飼養頭数の減少や生乳生産量の減少など、生産基盤の強化が喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、九州農政局は、畜産クラスター事業等により、収益力の向上や生産基盤の強化を図るための管内各県の取組に対し支援を行った。

畜産クラスター事業等の生産基盤強化対策の実施等により、九州では平成22年度から減少傾向で推移していた肉用牛子取り用めす牛の飼養頭数が平成28年から増加に転じたところ。

エ 農業生産工程管理(GAP)の推進

国際水準GAPの推進は、国産農産物の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への供給のみならず、輸出拡大や農業人材の育成など我が国の農業競争力の強化を図る観点から普及・拡大に取り組んでおり、GAPの価値を共有するフードチェーン連携パートナー会九州ブロック(30年6月)やGAP取組・認証拡大推進交付金等に関するブロック担当者会議(31年2月)等により各県、農業団体等への取組拡大への働きかけや各県における指導体制構築と確認体制導入に向けた取組への支援を実施した。

オ スマート農業の推進

担い手の減少・高齢化などに伴い、労働力不足が深刻化する中、ロボット、AI等を活用した「スマート農業」は、生産性の飛躍的向上や熟練農業者の技術継承等、農業の課題解決に対応していくためのツールとして期待されているところである。

こうした中、九州農政局においては、九州管内の生産現場におけるロボット技術やICT導入事例及びスマート農業関連技術を扱う企業等による技術や取組等について紹介を行う「スマート農業推進フォーラム」を開催するなどスマート農業の推進を図った。

カ 農林水産物・食品の輸出の促進

管内の輸出促進を図るため、全国的な取組であ

るGFPへの登録者数の拡大を図った結果、平成30年度において147社からの登録があり、輸出訪問診断希望者に対しては、輸出訪問診断を実施した。

また、生産者、食品製造業者、輸出商社等の輸出関連事業者を参集した「九州ブロック輸出促進交流会」を開催し、各種情報提供やポスターセッション等による輸出プレイヤー間の交流の場を提供した。

なお、輸出証明の発行については、10,714件発行した。

キ 農山漁村の6次産業化の取組

九州における農山漁村の所得の向上のほか、農林漁業経営の改善、雇用の創出を図ることを目的に、農林漁業者等が行う六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画について認定を行うことで、交付金による施設整備や農林漁業成長産業化ファンドによる出資等、各種支援を行っている。

なお、九州での六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の累計認定件数は、平成30年度末現在で431件となっている。

また、平成25年2月に発足した農林漁業成長産業化ファンドについては、平成30年度末現在で管内29件の6次産業化事業体に対して出資事業が行われている。

ク 地産地消の推進

地産地消の推進のため、九州地域において優良な取組を実施している7団体に対し、九州農政局長賞を授与するとともに、九州農政局Webサイトで広く紹介を行った。

ケ 和食文化の保護・継承の推進

11月に「和食の日」が制定されていることを踏まえ、消費者の部屋においてパネル展示及び「だし」講座を実施した。

また、合同庁舎の食堂の協力を得て、和食の日の特別メニューを提供するとともに、食堂の各テーブルに和食や和食の日に関するPRの三角柱を配置し、和食の普及啓発を行なった。

コ 地理的表示(GI)保護制度の保護・活用

地理的表示(GI)保護制度の周知及び活用を推進するため、セミナーの開催や個別説明を行った。

九州農政局管内では、平成30年4月9日に「対州そば」(長崎県)、同年8月6日に「ヤマダイかんしょ」(宮崎県)、同年9月27日に「くまもとあか牛」(熊本県)、平成31年3月20日に「菊池水田ごぼう」(熊本県)が追加登録され、登録産品は合計14産品となった。

サ バイオマス活用の推進

地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とする、環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すため、「バイオマス産業都市構想」の構築を推進している。

九州では平成30年度末までに10市町村が「バイオマス産業都市」に選定されている。

シ 再生可能エネルギーの推進

市町村が主導して農林地等の利用調整を適切に行いつつ、再生可能エネルギーの導入と併せて、農林漁業の健全な発展に資する取組を促進するため「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく基本計画の作成支援等、同法の活用に係る支援を行っている。

九州では、平成30年度末において、基本計画を21市町村で作成している。

ス 家畜の伝染性疾病への対応

九州農政局においては、派遣可能者リストの作成及び定期的な更新、防疫演習の実施等、迅速な初動及びまん延防止に向けた各県の取組のサポート体制を整備している。

セ 食品表示の適正化の取組

食品表示・JAS規格及び牛トレサビリティ制度を担当する職員が日常的に小売店舗等の巡回並びにDNA分析などの科学的分析手法等を活用した調査を行い、違反を確認した事業者に改善指導を行うなど、生鮮食品等の食品表示の適正化に取り組んでいる。

また、食品表示110番を開設し、一般消費者等からの不適正な食品表示に関する情報を受け付け、対象事業者への調査、関係機関への情報回付等の対応を行った。

なお、平成30年度の食品表示110番の受付件数は431件であった。

ソ 米穀等の適正流通確保に向けた取組

米穀等の適正な流通を確保するため、米トレサビリティ法、食糧法及び農産物検査法に基づき米穀事業者等への監視等に取り組んだ。

米飯類を提供する外食事業者に対し、米トレサビリティ法に基づく巡回立入検査を実施し、違反を確認した事業者に改善指導を行った。また、米トレサビリティ法のさらなる周知のため、米穀事業者や関係団体等が主催する等と連携して、270回、約1万5百人に対し普及・啓発を行った。

新規需要米(米粉用米、飼料用米等)等の用途を限定して生産された米穀の主食用への横流れ防止等のため、生産者等に対し、食糧法に基づく巡回立入検査を実施した。

タ 荒廃農地の現状とその再生に向けた取組

平成30年の荒廃農地は7万1,877haで、このうち、再生利用が可能な荒廃農地は1万9,430haとなった。各地域では、耕作放棄地対策協議会等が設置され、荒廃農地の再生に向けた積極的な取組が進められており、この1年間に2,538haの荒廃農地が再生利用された。

チ 多面的機能支払交付金の推進

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための九州における平成30年度末現在の取組状況は、農地維持支払いは4,617活動組織で取組が行われており、取組面積は25万8,761haとなっている。

資源向上活動(共同)は3,694の活動組織で取組面積は23万1,548ha、資源向上活動(長寿命化)は1,875の活動組織で取組面積は14万5,241haとなっている。

ツ 環境保全型農業直接支払交付金の推進

自然環境保全に資する農業の生産方式の導入を図るための九州における平成30年度末現在の取組状況は、管内149の市町村で、506の農業者団体等がカバークロープ等の地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組んでおり、取組面積は7,033haとなっている。

このうち、地域特認取組(IPM、冬期湛水管理等)の取組面積は1,620haとなっている。

テ 鳥獣被害防止の取組

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき被害防止計画を作成した市町村は、平成30年10月末現在で225市町村となった。

また、被害防止対策を地域ぐるみでより効果的かつ効率的に実施するために、鳥獣被害対策実施隊(以下、「実施隊」という)の設置を推進した結果、30年10月末で管内全市町村の約9割にあたる215市町村で実施隊が設置された。

ト 農山漁村活性化の取組

農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を、農業以外の観光、福祉、教育等にも活用し、地域住民の就業の場の確保や所得の向上、雇用の増大、交流促進を図るため、管内86地域において、活動計画づくりや地域資源の商品化、福祉農園等による障害者受入等の整備、生産基盤及び施設整備、農泊推進の構築、観光コンテンツの磨き上げ、宿泊施設の整備等の取組を支援した。

(7) 関係機関との連携強化

ア 連携による農業の高付加価値化の推進

(ア) 農商工連携

中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携した農商工連携により、相互の経営資源を有効活用した新商品・新サービスの開発、販路拡大等の取組を支援しており、農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画について、平成30年度においては4件(累計85件)を認定した。

(イ) 九州ブロック輸出促進交流会

生産者、食品製造業者、輸出商社等を参集し、九州経済産業局、各県及びJETRO等との連携の下、輸出プレイヤー間の交流の場として、「九州ブロック輸出促進交流会」を開催した(再掲)。

イ 農地集積・集約化の推進

担い手育成、農地集積・集約化、農地整備等の関係機関が一体となって推進するため、農地集積推進合同会議を開催した。

ウ 食品表示に係る関係機関との連携

不適正表示に関する監視を強化するため、県単位に、県、警察等関係機関と各県拠点等との間で食品表示監視協議会を平成30年5月から7月の間に開催し、不適正な食品表示情報が寄せられた場合に、迅速に対応できるよう関係機関で情報共有と意見交換を行った。

エ 鳥獣被害防止に関わる連携

九州地域では、九州森林管理局、九州地方環境事務所及び管内各県と、九州地域野生鳥獣対策連絡協議会を設置している。ここでは、国有林や国立公園等に隣接する地域の野生鳥獣に対する適切な保護・管理、効率的な防除の在り方を定期的に検討している。

(8) 広報活動

管内の食料・農業・農村の動向に関する情報や、農政の普及・浸透を図るため「九州食料・農業・農村情勢報告」を作成するとともに、局Webサイト、プレスリリース等を通じて、農業・農村に関する情報の迅速・正確かつ分かりやすい発信に努めた。

またメールマガジン「アグリ・インフォ九州」の配信を行った(平成31年3月末現在6,744人に配信)。

地域において食育活動を行っている団体等のネットワークづくりを支援するため、九州農政局Webサイトの中に開設している「食育アイランド九州」において、取組の紹介等の情報提供を行った。

さらに、様々な食育に取り組む関係者に対しメー

ルマガジン「しまかぜ」を発行し食育活動の参考となる情報提供を行った。

農政局に設置している「消費者の部屋」において、消費者に対し農林水産行政一般、食の安全と消費者の信頼の確保、食生活についての情報提供、普及啓発及び消費者相談を行った。国の行政機関のPRを目的とした、消費者の部屋特別イベント「しとっと？ 国のお仕事～夏休み見学デー～」を平成30年8月に開催し、米粉を使った親子料理体験、野菜・果物の糖度測定、水路の生き物の展示等を行い、多くの子供たちに体験の場を提供した。

また、食をめぐる様々な質問・要望等に応えるために設けている消費者相談窓口には27件の相談が寄せられた。そのほかに、各地で行われる様々なイベント等で「移動消費者の部屋」を7会場で開設した。

8 北海道農政事務所

(1) 平成30年北海道胆振東部地震による農業被害の概要

平成30年9月6日3時7分に胆振地方中東部を震源とするマグニチュード6.7の地震が発生し、厚真町で震度7を観測したほか、北海道のほぼ全域で震度6弱～1を観測し、大規模な土砂災害や家屋の倒壊などが発生、死者43人(災害関連死2人含む)、負傷者782人、住家全壊469棟、住家半壊1,660棟などの大きな被害が生じた。また、道内全域での停電(ブラックアウト)や断水などのライフライン寸断により、産業被害が拡大するなど道民の暮らしや経済活動に大きな影響を及ぼした。

震源地に近い地域での山腹崩壊による農地や農業用施設への土砂流入等の被害のほか、道内全域で発生した停電による被害を加えた農業被害の総額は、北海道発表で179億2,500万円と推計されている。

被害の主なものとして、農作物等の被害額は、水稲やデントコーン、かぼちゃ等の埋没により3億4,600万円、農業用ハウス等の損壊が9億4,400万円、畜舎等の畜産用施設損壊が11億3,500万円、共同利用施設等の被害は、集出荷施設、乾燥調製施設、競馬場等の損壊により33億300万円、停電等による生乳・卵・枝肉等の畜産物被害が23億6,300万円となっている。

北海道農政事務所では、地震発生直後に緊急自然災害対策本部を設置し、ブラックアウトの中、非常参集した職員が被害情報の収集及び、畜産農家や農協等の共同利用施設の現地被害状況調査に当たった

ほか、北海道災害対策本部指揮室ヘリエゾンを派遣し(9/6～10/1延べ60人)、食料物資支援を行うための情報収集や農林水産本省への報告、関係機関との情報共有・連絡調整を行った。更に支援物資仕分け作業を支援するため、職員を北海道の物資集積拠点へ派遣してきた(9/7～14延べ81人)。

また、被災した農業者の電話による相談に24時間体制で対応するため、9月10日から10月1日まで北海道農政事務所に相談窓口を設置した。

農林水産省は、被災された農林漁業者の方々が一刻も早く経営再建に取り組めるよう、9月28日に「北海道胆振東部地震及び台風21号による農林水産関係被害への支援対策」を決定した。北海道農政事務所では、支援内容を早期に広く周知するため、北海道内8か所(苫小牧市、札幌市、北見市、帯広市、旭川市、北斗市、稚内市、釧路市)において、農業関係者等を対象とした説明会の開催や関係機関への説明を行うとともに、復旧に向けた課題・要望を把握するなど、早期復旧に向け現場に寄り添った対応を行った。

(2) 地域経済、農業産出額及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成30年度の北海道の経済情勢は、持ち直し基調が続いていたものの、9月の北海道胆振東部地震の発生により、観光客の減少や鉱工業生産の低下など厳しい状況となった。その後、観光需要の回復、生産面では挽回生産により緩やかに持ち直している状況である。

観光情勢は、地震の影響などにより、来道者数は、1,346万49百人で前年比▲1.9%となり、7年ぶりに前年を下回った。一方で、道内に直接入国した外国人は、地震後に減少したものの、それまで好調に推移してきたことから、182万96百人と同+11.4%となり、7年連続で前年を上回った。

雇用情勢は、有効求人倍率が前年比0.07%増の1.16倍と9年連続で前年を上回っており、完全失業率については、同0.4ポイント減の2.9%で低水準が続いている。

イ 農業産出額

平成30年の北海道の農業産出額は1兆2,593億円で、米、ばれいしょの生産量が減少したこと等により、前年に比べて169億円(1.3%)減少した。

なお、平成30年の全国の農業産出額(都道府県別の合計)に占める北海道の割合は13.8%となった。

ウ 農業経営

平成30年の北海道内における水田作経営の1経営体当たり農業粗収益は1,675万円で、米、小麦、豆類等の生産量の減少等により、前年に比べて13.3%減少した。

農業経営費は1,130万円で、農機具費等の減少により、前年に比べて3.6%減少した。

この結果、農業所得は545万円となり、前年に比べて28.4%減少した。

畑作経営の1経営体当たり農業粗収益は3,664万円で、小麦、豆類等の生産量の減少等により、前年に比べて2.7%減少した。

農業経営費は2,456万円で、光熱動力費等の増加により、前年に比べて2.3%増加した。

この結果、農業所得は1,208万円となり、前年に比べて11.4%減少した。

酪農経営の1経営体当たり農業粗収益は9,401万円で、生乳生産量等の増加により、前年に比べて3.9%増加した。

農業経営費は7,353万円で、動物費(牛の減価償却費)や飼料費等の増加により、前年に比べて12.3%増加した。

この結果、農業所得は2,049万円となり、前年に比べて18.1%減少した。

(3) 農業生産の動向

ア 水稻

平成30年産水稻の作付面積は10万4,000haで、前年産並みとなった。

10a当たり収量は495kg、作況指数は90となった。これは、6月中旬から7月中旬にかけての低温・日照不足により全もみ数が少なくなったためである。

この結果、収穫量は51万4,800tとなり、前年産に比べて6万7,000t(12%)減少した。

イ 小麦

平成30年産小麦の作付面積は12万1,400haで、前年産並みとなった。

10a当たり収量は388kgで、前年産に比べて22%下回った。これは、6月中旬から7月中旬にかけての低温・日照不足により登熟不良となったためである。

この結果、収穫量は47万1,100tとなり、前年産に比べて13万6,500t(22%)減少した。

ウ 大豆

平成30年産大豆の作付面積は4万100haで、前年産に比べて900ha(2%)減少した。

10a当たり収量は205kgで、前年産に比べて16%下回った。これは、低温・日照不足及び多雨により着さや数が少なくなったためである。

この結果、収穫量は8万2,300tとなり、前年産に比べて1万8,200t(18%)減少した。

エ 小豆

平成30年産小豆の作付面積は1万9,100haで、前年産に比べて1,200ha(7%)増加した。

10a当たり収量は205kgで、前年産に比べて26%下回った。これは、低温・日照不足及び多雨により着さや数及び粒数が少なくなったためである。

この結果、収穫量は3万9,200tとなり、前年産に比べて1万600t(21%)減少した。

オ いんげん

平成30年産いんげんの作付面積は6,790haで、前年産に比べて160ha(2%)増加した。

10a当たり収量は136kgで、前年産に比べて45%下回った。これは、低温・日照不足及び多雨により着さや数及び粒数が少なくなったためである。

この結果、収穫量は9,230tとなり、前年産に比べて7,170t(44%)減少した。

カ そば

平成30年産そばの作付面積は2万4,400haで、前年産に比べて1,500ha(7%)増加した。

10a当たり収量は47kgで、前年産に比べて41%下回った。これは、日照不足及び多雨による湿害等の発生及び台風による脱粒があったためである。

この結果、収穫量は1万1,400tとなり、前年産に比べて6,900t(38%)減少した。

キ てんさい

平成30年産てんさいの作付面積は5万7,300haで、前年産に比べて900ha(2%)減少した。

10a当たり収量は6,300kgで、前年産に比べて6%下回った。これは、6月中旬以降の日照不足により作柄が前年産を下回ったためである。

この結果、収穫量は361万1,000tとなり、前年産に比べて29万t(7%)減少した。

また、平均糖分(北海道庁調べ)は前年産に比べて0.1ポイント上昇し、17.2%となった。

ク ばれいしょ

平成30年産ばれいしょの作付面積は5万800haで、前年産に比べて500ha(1%)減少した。

10a当たり収量は3,430kgで、前年産に比べて7%下回った。これは、低温・日照不足の影響で

着いも数が少なく、塊茎の肥大も抑制されたためである。

この結果、収穫量は174万2,000tとなり、前年産に比べて14万1,000t(7%)減少した。

ケ たまねぎ

平成30年産たまねぎの作付面積は1万4,700haで、前年産に比べて100ha(1%)増加した。

10a当たり収量は4,880kgで、前年産に比べて11%下回った。これは、7月下旬以降の高温・少雨により倒伏が早まり、球の肥大が進まなかったためである。

この結果、収穫量は71万7,400tとなり、前年産に比べて7万9,800t(10%)減少した。

コ 畜産

(ア) 乳用牛

平成31年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は5,970戸で、前年に比べて170戸(3%)減少したものの、飼養頭数は80万1,000頭で、前年に比べて1万100頭(1%)増加した。

この結果、1戸当たりの飼養頭数は134.2頭で、前年に比べて5.4頭(4%)増加した。

平成30年の生乳生産量は396万5,193tで、前年に比べて7万2,298t(2%)増加した。

これは、全国の生乳生産量の54%を占めている。

(イ) 肉用牛

平成31年2月1日現在の肉用牛の飼養戸数は2,560戸で、前年並みとなった。また、飼養頭数は51万2,800頭で、前年に比べて1万1,700頭(2%)減少した。

この結果、1戸当たりの飼養頭数は200.3頭で、前年に比べて3.8頭(2%)減少した。

(4) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率向上と食料の安定供給

(ア) 食料自給率の現状

平成29年度(概算値)における北海道の食料自給率は、前年、天候不順で減少していた小麦やてんさいの生産量が回復したことから、カロリーベースで平成28年度から21%増の206%であった。

しかし、生産物の価格下落などにより、生産額ベースでは平成28年度から5%減の204%であった。

(イ) 食育の推進と国産農産物の消費拡大

食育の推進に向けて、食育月間(6月)に庁舎内の消費者コーナーにおいてパネル展示を行う

とともに、和食の日(11月24日)に合わせ11月7日に札幌駅前通地下歩行空間で開催した移動消費者の部屋において和食や地理的表示(GI)に関するパネル展示を行った。また、地域における日本型食生活等の普及促進、農林漁業者等による生産の場における食育活動等について、地域が自主性・独自性を発揮しながら食育を推進するよう、地方公共団体や食育関係団体等への支援や日本型食生活の普及・啓発を行った。

北海道において、食育基本法に基づく地域の特性を活かした食育推進計画を策定している市町村は、全179市町村のうち約68%に当たる121市町村(平成31年3月末現在)となった。

国産農産物の消費拡大に向けて、農林水産省Webサイトに10月26日開設した米の消費拡大情報サイト「やっぱりごはんでしょ!」について、北海道食の安全・安心ポータルサイトへの情報発信を実施した。

北海道の食文化や伝統料理・郷土食等に対する関心度の向上を図り、保護・継承につなげていくことを目的として「受け継ぎたい北海道の食」動画コンテストを開催した。また、優れた作品に対し表彰を行うとともに、受賞者・応募者・関係者との交流を深めるため表彰式及び交流会を行った。

「平成30年度地産地消等優良活動表彰」に北海道内から応募のあった優れた取組に対し、北海道農政事務所长賞を授与した。

その他、増大するインバウンドを農山漁村に呼び込み、農林水産物・食品の輸出増大につなげる好循環を構築するための「SAVOR JAPAN」制度の周知及び農観連携の推進に取組んだ。

国産食肉の信頼確保に向けた情報発信を行うため、公益社団法人日本食肉消費総合センターと連携し、一般消費者、生産者、食品製造・加工業者等を対象として「国産食肉の“安全性”と“おいしさ”」をテーマとして食肉情報出張講座を平成31年1月11日に開催した。

(ウ) 食の安全と消費者の信頼の確保

食の安全性の向上を図るため、農業生産工程管理(GAP)の普及・推進を始め、農薬の適正使用の推進や飼料の安全確保のための調査点検等を実施した。

家畜防疫体制を強化するため、家畜防疫の支援体制を整備するとともに、10月に家畜防疫支援業務に携わる者を対象にした演習を実施した。

牛トレーサビリティ制度の信頼確保を図るため、生産・流通段階において立入検査等を実施するとともに、小売店等で販売されている牛肉の一部を検査機関に送り、と畜直後の枝肉から採取したサンプルとのDNA照合鑑定を実施した。

米トレーサビリティ法制度の周知・普及を図るため、関係者に対する説明会の開催やパンフレットの配布等を実施した。

また、同制度の信頼確保を図るため、米飯を提供する外食事業者等に対し、取引記録の作成・保存や産地情報の伝達の状況を確認するための巡回立入検査を実施するとともに、米穀の出荷販売事業者等に対し、新規需要米(米粉用米、飼料用米等)や加工用米等が定められた用途に使われているかを確認するための巡回立入検査を実施した。

食品表示の適正化を図るため、小売店舗や流通・製造事業者に対する立入調査を実施するとともに、食品表示110番における食品の不適正な表示等に関する情報提供を受け付けた。

また、加工食品の原料原産地表示の周知・普及を図るため、道内14か所(うち当所主催は8か所)でセミナーを開催した。

消費者の信頼の確保を図るため、食品安全に関する知識と理解を深めるための消費者セミナーを開催するとともに、庁舎内の消費者コーナーや移動消費者の部屋、消費者団体等が行うイベントにおいて、日本型食生活の普及・啓発や農林水産行政の理解増進に向けた情報発信を実施した。

(エ) 6次産業化の推進に向けた取組

北海道における平成29年度の6次産業化の取組状況は、事業体数3,470件、年間販売金額1,553億円となっているが、全国に占める北海道の平成29年農業産出額の割合(13.6%)と比較すると、北海道が全国に占める6次産業化の年間販売金額の割合は7%と低い状況になっている。北海道では訪日外国人を含めた旅行者が増加しており、この機会を捉え、北海道の魅力ある農林水産物と農山漁村の景観等を活かした、農産物直売所、農家レストラン、農家民宿、観光農園などの事業が拡大し、農林漁業者の所得向上につながる事が期待される。

北海道農政事務所では、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定(平成30年度10件)を行うとともに、相談窓口の設置等に

より、6次産業化を推進した。

また、道内関係機関・団体等と連携した説明会、研修会の開催をはじめ、新聞やSNSなどの情報を基に新たな取り組みを行っている農林漁業者に出向いて説明を行うなど、様々な機会を通じて6次産業化関連施策の周知を行った。

(オ) 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた取組

北海道における農林水産物・食品の輸出額は、平成27年まで4年連続で増加したが、平成28、29年はホタテの減産が要因で減少した。平成30年は主力であるホタテの輸出が回復したこと等により、136億円増加し858億円(対前年比18.8%)となった。

北海道における農林水産物・食品の一層の輸出拡大を図るため、「北海道地域農林水産物等輸出促進協議会」(平成28年1月設立)を9月及び2月に、北海道経済部が事務局である「道産食品輸出拡大戦略推進協議会」と合同で開催し、北海道地域における輸出拡大に向けての情報共有及び意見交換を行った。

また、農林水産物・食品の輸出を検討している事業者や販路開拓をめざす事業者等がさらに輸出拡大に取り組んでいただくため、北海道主催のセミナー(道内4か所)において、GFP農林水産物・食品の輸出プロジェクトや支援事業についての説明を行った。

イ 農業の持続的発展に向けた取組

(ア) 人・農地プランの作成・見直し状況

平成31年3月末現在、全179市町村のうち人・農地プラン作成予定市町村は169市町村(698地域)であるが、すべて作成済みとなっており、うち129市町村(530地域)が平成30年度内に見直しを行っている。

(イ) 農業経営の法人化の状況

農業従事者の高齢化や離農の増加といった課題を克服し、農業を発展させていくためには、経営管理の高度化、対外信用力の向上、有能な人材の確保、農業従事者の福利厚生の実施及び経営継承の円滑化等の面でメリットのある農業経営の法人化を推進することが重要であることから、北海道においては、平成30年に道内関係機関が連携して「北海道農業法人化等支援協議会」を設立し、経営相談や専門家派遣による経営診断や相談内容に沿った経営改善指導などを支援している。なお、道内における法人経営体数は3,576法人であり、農業経営体に占める法人経営体の割合は約8.8%となっている。(2015

年農林業センサス)

(ウ) 新規就農者の状況

北海道の新規就農者(自営)は、平成30年は529人であり、内訳は、新規学卒就農者が187人、Uターン就農者が225人、新規参入者が117人となっている。

また、農業次世代人材投資資金については、準備型が195人、経営開始型が578人に対して給付された。

(エ) 担い手への農地集積の状況

農家戸数が減少する中、販売農家の平均経営耕地面積は年々増加しており、平成30年は24.9haとなった。

なお、北海道においては、公益財団法人北海道農業公社が農地中間管理機構に指定されており、平成30年度における農地中間管理事業による機構の転貸面積は、1,073haとなった。

(オ) 経営所得安定対策等

平成30年度における経営所得安定対策等の加入申請件数は、畑作物の直接支払交付金については1万6,279件、水田活用の直接支払交付金については1万9,942件であった。

(カ) 需要構造等の変化に対応した取組

「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年11月本部決定)において生産調整を含む米政策が見直され、平成30年産米から国による生産数量目標の配分が廃止されたことから、北海道においては、「売れる米づくり」に向けた産地の取組を推進し、北海道米価格の安定による稲作経営の安定化を図るため、生産者、農業団体、集荷業者、行政等の米関係者が一体となって「オール北海道体制」で「生産の目安」に基づき需要に応じた米生産の推進に取り組むこととなった。北海道農政事務所では、米政策改革が定着し、各地域が需要に応じた生産を更に進められるよう、米関係者への情報提供や情報交換を通じ、きめ細やかな働きかけを行ってきた。

平成30年産の主食用米の作付面積は、北海道が設定する「生産の目安」に対して115ha下回り、9万8,900haとなった。

園芸作物については、「青果物安定流通体制確立事業」において、にんじんの長期保存の実証の取組に対して支援を行ったほか、「国産花きイノベーション推進事業」により、北海道産花きの認知度向上等の取組に対して支援を行った。

水田・畑作・野菜・果樹等全ての農作物を対

象(特用林産物は支援対象外。)として、産地で創意工夫し、地域の強みを活かした地域の関係者が一丸となって、産地としての高収益化に向けた取組に対して、「産地パワーアップ事業」により施設の整備や、農業機械のリースなど総合的に支援した。

また、30年度補正予算で措置された「畑作構造転換事業」により、畑作営農の大規模化に対応するための省力作業体系の導入や新技術等の導入、用途転換等の促進、種子用ばれいしょの生産性向上、ばれいしょ新品種等の早期普及等の取組を支援した。

その他、薬用作物等について生産体制の強化等への取組に対し支援を行った。

酪農、畜産については、飼料自給率向上を図り、飼料基盤に立脚した酪農・畜産経営を確立するため、草地の生産性向上や、国産濃厚飼料の生産・利用促進を支援した。また、酪農経営における自給飼料生産を前提とした環境負荷の軽減を行う取組へ支援した。さらに、地域における生産基盤を強化するため、関係者が連携・協力して酪農及び肉用牛生産を振興し、地域全体でコスト低減や畜産の収益性を向上させる計画を推進するため「畜産クラスター事業」により施設整備等を支援した。

ウ 農村振興に向けた取組

(ア) 環境保全型農業直接支払対策

北海道と連携し、農業者の組織する団体等に対して、環境保全型農業直接支払制度の周知を行い、加入促進を図った。

平成30年度は88市町村の農業者等の組織する団体等から129件の申請があり、取組面積は1万7,394ha(全国7万9,465haの約22%)となった。

(イ) 再生可能エネルギー利用の推進

北海道には多様な再生可能エネルギーの賦存量が見込まれ、その資源を有効に活用することが期待されている。

北海道の再生可能エネルギーの固定買取価格制度における認定設備件数は、平成31年3月末現在で、約3万3,900件となっており、特に、家畜ふん尿などを利用したメタンガス発酵施設の認定件数は、全国220施設のうち北海道が72施設と、全国シェアの33%(全国1位)を占めている。

また、メガソーラーについても、北海道は全国シェアの4.2%(全国7位)を占めるなど国内

有数の再生可能エネルギー発電の供給地域となっており、こうした資源の利用により、農山漁村での新たな雇用の創出や所得増加、ひいては農山漁村の活性化が期待されている。

北海道農政事務所では、農山漁村再生可能エネルギー法の施行に合わせて、同法に基づく基本計画の作成に向け、道内関係者への周知を行っており、この結果、平成31年3月末現在、道内3か所で基本計画を作成しているほか、数か所で基本計画の作成に向けた調整が進められている。

(5) 関係機関との連携強化

北海道開発局及び北海道森林管理局と相互に関連する施策の情報を共有し、地域の視点に立って幅広く検討、調整し連携協力することにより、施策の効果を高めるため、北海道農林水産連絡会議を開催した。平成30年度には、農林水産業に関連する施策推進に関わっている横浜植物防疫所札幌支所、動物検疫所北海道・東北支所及び、北海道漁業調整事務所が、新たに構成機関として加わった。

食品表示の監視・指導等においては、北海道関係部局、保健所、警察等の食品関係行政機関との連携強化を図るため、毎月、北海道食の安全及び食品表示監視等に関する協議会を開催するとともに、四半期ごとに道内14地区において地区協議会を開催した。

(6) 広報活動

北海道の農業動向、農業施策等の普及・浸透を図るため、「北海道農業をめぐる事情」や各種統計調査結果資料の公表、基幹産業である農林水産業に関する体験や食育を通して、親子のふれあいを深めてもらうことを目的に「わくわく夏休み子ども体験デー」を開催し、幅広い年齢層に向けた広報活動を行うとともに、Web サイト、メールマガジン等による情報発信など、多様な広報活動を行った。また、報道関係者等に対して、プレスリリース(60回)を行い、迅速な情報提供を行った。